

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	3
第1 会議録署名議員の指名	6
第2 会期の決定	6
議長の諸般報告	6
町長の行政報告	7
第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	10
第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について	10
第5 報告第3号 下水道事業会計予算繰越計算書について	10
第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて	11
第7 議案第33号 利府町町税条例等の一部を改正する条例	11
第8 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例	11
第9 議案第35号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例	11
第10 議案第36号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条 例の一部を改正する条例	11
第11 議案第37号 令和4年度利府町一般会計補正予算	11
第12 議案第38号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算	12
第13 議案第39号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算	12
第14 議案第40号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算	12
第15 議案第41号 工事請負変更契約の締結について	12
第16 議案第42号 財産の取得について	12

第17 議案第43号 財産の取得について	13
第18 議案第44号 監査委員の選任について	13
第19 一般質問	13
遠藤 紀子 議員	13
1 民生委員・児童委員の一斉改選について	
2 子育て世帯にもっと寄り添った支援を	
高久 時男 議員	13
1 行政情報の周知方法について	
2 利府町地域公共交通網形成計画のその後について	
安田 知己 議員	13
1 介護保険について	
2 夏休みのプール開放と屋内温水プールについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和4年6月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	鈴木義光君
会計管理者	折笠ゆき江君
教育長	本明陽一君
教育部長	菊池信行君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局 長	郷 家 洋 悦 君
局長補佐兼議事係長	大 枝 大 将 君
主 査	戸 石 美 佳 君

議 事 日 程 （第1日）

令和4年6月14日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 5 報告第 3号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第33号 利府町町税条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第35号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第36号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第37号 令和4年度利府町一般会計補正予算
- 第12 議案第38号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第39号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算
- 第14 議案第40号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第15 議案第41号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第42号 財産の取得について
- 第17 議案第43号 財産の取得について
- 第18 議案第44号 監査委員の選任について

第19 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和4年6月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、16番渡辺幹雄君、1番今野隆之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの2日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、4月27日、議会だより第185号を発行しております。

6月7日、令和4年度二市三町議長団連絡協議会定期総会が多賀城市で開催され、私と副議長、局長が出席しております。

次に、4月19日に教育民生常任委員会が、5月9日並びに12日に産業建設常任委員会が、そ

それぞれ所管事務調査として視察研修を行っております。

また、視察の受入れでございますが、5月11日、宮城県議会少子化対策調査特別委員会が来庁され、研修を行っております。

続きまして、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、4月21日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、令和4年度諸会議と行事予定等について協議が行われ、私が出席しております。

5月11日、宮城黒川地方町村議会議長会正副会長会議並びに幹事会が自治会館で開催され、令和4年度臨時総会提出議案について協議が行われ、私が出席しております。

5月23日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が、5月26日に宮城県町村議会議長会臨時総会が、それぞれ自治会館で開催され、私が出席しております。

5月30日、31日の両日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、町村議会が果たす役割の重要性を再確認し、議会の一層の活性化を資することを目的とした研修が行われ、私と副議長が出席しております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告3件、承認1件、議案が12件提案されておりますので、慎重審議をお願いします。

以上で、私の諸般報告を終わります。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

6月に入りまして、気温の変化が大きくなり、間もなく梅雨入りの時期となりますが、本日、令和4年6月定例会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする町政の運営に御支援をいただき、この場をお借りし、改めて感謝と御礼申し上げます。

それでは、6月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に伴い、本町におきましては震度5強を観測し、津波注意報を受けて避難指示を発令し、浜田地区及び須賀地区、町民交流館に避難所を開設いたしました。また、職員による町内のパトロールを実施し、職員一丸となって被

害把握や安全確認に努めました。

町内の被害状況としましては、ライフラインや民家、学校や公共施設等に多数の被害があったことから、小中学校の臨時休校や各公共施設の休館措置を実施したところです。町といたしましては、東日本大震災や今回の地震を教訓としながら、今後の防災対策に生かしていくとともに、被災者の支援に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関してですが、宮城県においては、重症患者数が一定程度に抑えられていることなどを踏まえ、再拡大防止期間は5月15日で終了いたしました。今後も基本的な感染対策の徹底等に係る要請は継続することとしております。

町内においては、3回目のワクチン接種を町内医療機関で実施しておりますが、接種率の向上を図るため、リフノスや保健福祉センターでの集団接種を実施し、さらなる接種の加速化に取り組んでいるところです。

続いて、都市基盤整備に関してですが、本町の総合計画及び都市マスタープランにおいて、松島海岸インターチェンジを活用した新たな商業・業務地の整備を検討しておりました明ヶ沢地区が、5月13日に市街化区域に編入されました。また、5月26日には、仙台市羽黒前利府町金沢土地区画整理事業の事業認可に伴う造成工事の起工式が執り行われました。今後も、本町の良好な都市基盤づくりを推進し、暮らしの場として選ばれる魅力的な定住都市を目指してまいります。

次に、観光振興に関してですが、4月24日に利府町町制施行55周年記念事業アイスリボン宮城大会「利府リボン2022」を総合体育館サブアリーナで開催し、本町出身の観光大使である女子プロレスラーの藤本つかささんが出場しました。380人の来場者を迎え、熱戦が繰り広げられたほか、ふるさと納税の返礼品として藤本さんがガイドを務める観光ツアーも併せて開催し、本町のさらなる魅力発信に貢献いただきました。

また、5月14日、15日には、トヨタ自動車株式会社主催による「TOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジ in 利府」が開催されました。本大会は、宮城県では初開催であり、東北地方でも3年ぶりの開催となりました。当日は、「モリゾウ」ことトヨタ自動車の豊田章男社長をはじめ、県内外の39組のドライバーが参加し、タイムアタック形式で競いました。約1万人が来場し、町内会や町民の皆様には、沿道での応援やおもてなし事業の実施などで大いに盛り上げていただきました。今後、本町が、スポーツの町としてのさらなる定着と、観光を通じた交流人口の拡大を図るため、本大会の継続に努めてまいります。

次に、子育て支援に関してですが、5月7日から、多様化する保護者の勤務形態に対応するため、児童クラブの開所日を拡大し、毎週土曜日とお盆期間も開所することといたしました。

さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減策といたしまして、町独自に4月から新生児臨時特別給付金支給事業を実施し、新生児1人につき3万円のお祝い金を支給しております。

また、長年、地域住民から親しまれてきた森郷児童遊園のSLとELが、車両の経年劣化等により惜しくも撤去となりましたが、コロナ禍において児童の外遊びの機会を確保し、運動不足の解消と心身の健康を保つことを目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して新たな遊具を設置いたしました。今後も、より「子育てしやすい環境づくり」を目指し、引き続き独自性の高い子育て支援に取り組んでまいります。

続いて、防犯対策に関してですが、町内の防犯灯及び道路照明灯について、LED灯具への交換工事が3月24日に全て完了いたしました。LED灯具への交換は、消費電力の削減により、カーボンニュートラルやSDGsにつながる対応の一つであるとともに、町内の防犯施設や道路施設の充実、電気料金の大幅削減にもつながる取組であり、今後も、町民の皆様が安心・安全に暮らせる環境づくりのさらなる確保を図ってまいります。

次に、行政改革に関してですが、総合計画の実現を目指し、住民サービスの向上や行政事務の効率化をさらに推進するため、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする第6次利府町行政改革大綱を策定いたしました。

また、窓口に来なくても行政サービスが受けられる、「行かない、待たない、書かない」窓口の実現を目指すため、国が優先的にオンライン化を推進すべきとしている子育て・保育関係と介護関係の26の手續について、6月1日からマイナポータルの「ぴったりサービス」の利用を開始しており、オンライン申請が可能となりました。今後も、より一層、町民の皆様の利便性向上に努め、申請可能な手續を順次拡大してまいります。

続いて、文化振興に関してであります。3月19日、20日に町民劇団「ありのみ」の第25回公演が、初めてリフノスを会場に行われ、多くのお客様が来場されました。4月27日、28日には、同じくリフノス図書館内に絵本作家のあいはらひろゆきさん、イラストレーターのちゅうがんじたかむさんによる壁画を制作いただきました。総合計画のスローガンである「みんなの夢がかなうまち」をテーマとした、利府らしさ満載の作品に仕上がり、来館者の注目を集めております。

次に、生涯学習に関してですが、町内総合体育館や中央公園などの体育施設について、より

一層の利用者サービスの向上及び効果的かつ効率的な施設運営を図るため、今年度から5年間、指定管理者による管理運営を行ってまいります。

最後に、新たな商業ゾーンとして生まれ変わったライフガーデン利府ですが、6月24日には仙台三越のサテライトショップがみやぎ生協利府店内にオープンする予定であります。また、7月15日には無印良品がグランドオープン予定であることから、さらなるにぎわいの創出となることを期待しております。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については、別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

本日の日程につきましては、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 1号から

日程第18 議案第44号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第1号繰越明許費繰越計算書についてから日程第18、議案第44号監査委員の選任についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告3件、承認1件、議案12件について、順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第1号繰越明許費繰越計算書**についてでございますが、今年1月の臨時会及び3月の定例会において議決をいただいた一般会計に属する9件の事業のうち、年度内に業務が完了した森郷児童遊園遊具設置事業を除く8件の事業について、令和4年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、**報告第2号事故繰越し繰越計算書**についてでございますが、文化交流センター芸術文化推進事業における壁画作成業務委託について、今年の3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により壁面に亀裂が生じ、令和3年度内に事業が完了できなかったことから、令和4年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、**報告第3号下水道事業会計予算繰越計算書**についてでございますが、赤沼字二本柵地内汚水枝線整備事業をはじめとする2件の事業について、令和4年度に繰越したことを報告するものであります。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援することを目的に高校生までの子供がいる世帯に対して支給する令和4年度低所得の子育て世帯への臨時特別給付金について、緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、先月の31日に令和4年度利府町一般会計補正予算を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

次に、議案第33号利府町町税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が今年の3月31日に公布されたことに伴い、地方税法等の規定に合わせ、専決処分に係る改正箇所を除く規定について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、所得税と個人住民税で異なる課税方式が選択可能であった上場株式等の配当所得等の取扱いについて、所得税と個人住民税において、同一の課税方式を選択させるものであります。

また、個人住民税の扶養控除等の適用可否の判定に必要となる合計所得金額の算出について、配偶者等の退職手当等の把握が困難であることから、給与所得者等に扶養親族等申告書へ明記させることとするものであります。

次に、議案第34号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、期日前投票所の増設に伴い、投票所によって勤務時間に差が生じることから、日額で定めている期日前及び選挙当日の投票管理者または投票立会人の報酬を実際の勤務時間に応じて支給するよう改正を行うほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例でございますが、先月の13日に仙塩広域都市計画の変更に伴い市街化区域に編入した明ヶ沢地区について地区計画を定め、計画区域内の建築物の制限を図り、適正な土地利用を誘導するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございますが、公職選挙法施行例が改正され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る費用を公費で負担することができる限度額が一部引き上げられたことから、政令に準じて設定していた条例の限度額についても同様に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号令和4年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきまして

は、既定の歳入歳出予算の総額に2億8,361万円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億1,287万2,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、自動車賃貸借事業をはじめとする4件を追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、災害復旧事業の限度額を増額変更するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしくお願いいたします。

次に、**議案第38号令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億3,558万3,000円とするものであります。

補正の内容でございますが、歳入歳出ともに人事異動等に伴う人件費の調整を行うものであります。

次に、**議案第39号令和4年度利府町水道事業会計補正予算**でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、人件費の調整及び令和3年の2月に発生した地震による配水施設の災害復旧費用として、収入を309万4,000円、支出を465万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により10万円減額するものであります。

次に、**議案第40号令和4年度利府町下水道事業会計補正予算**でございますが、第2条収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により249万円減額するものであります。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により220万9,000円増額するものであります。

次に、**議案第41号工事請負変更契約の締結**についてでございますが、本契約は昨年12月定例会において議決をいただきました旧生涯学習センター解体工事について、変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、空調用室外機のフロンガス回収が増工となったほか、精算に向けた調整を行うものであります。

次に、**議案第42号財産の取得**についてでございますが、本事業は給食センターで使用する厨

房機器のスチームコンベクションオープン等を賃貸借するものであり、賃貸借期間満了後に無償で譲渡を受け、取得するものであります。

なお、本事業の契約に際しましては、指名競争入札を執行し、受注者を決定しております。

次に、議案第43号財産の取得についてでございますが、本事業は日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、老朽化していた利府町総合体育館の移動式バスケットゴール1対を新たに購入するものであります。

なお、本事業の契約に際しましては、指名競争入札を執行し、受注者を決定しております。

次に、議案第44号監査委員の選任についてでございますが、今月の19日で任期満了となります宮城正義氏を再任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしております報告3件、承認1件及び議案12件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第37号令和4年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第37号令和4年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページの第2表債務負担行為補正につきましては、複数年で実施する業務等、4つの事業を追加しております。

主なものについて御説明いたします。

自動車賃貸借事業につきましては、電気自動車2台分を新たに追加するものでございます。

次に、東部児童館指定管理事業につきましては、令和4年度末で現在の指定管理者との契約期間が満了となることから、追加するものであります。

地球温暖化対策実行計画策定事業につきましては、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けて、利府町地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定するために追加するものであります。

第3表地方債補正につきましては、学校給食センターポテト館の災害復旧工事について、限度額を増額するものであります。

次に、8ページをお開き願います。

初めに、歳入であります。17款1項2目衛生費国庫負担金2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金6,410万1,000円と、17款2項3目衛生費国庫補助金3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,433万7,000円につきましては、4回目となるワクチンの追加接種の実施に伴い、接種に係る経費が国から交付されるため、それぞれ増額するものであります。

17款1項3目災害復旧費負担金1節文教施設災害復旧費負担金1,866万6,000円の増につきましては、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害のあった給食センターについて、復旧工事が必要となったため増額するものであります。

17款2項1目総務費国庫補助金1節個人番号カード関連事務費等補助金254万1,000円の増につきましては、国が行うマイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施に向け、窓口でのマイナポイント申請への支援を行うことに対しまして補助金が交付されるため増額するものであります。

17款2項1目総務費国庫補助金5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,500万3,000円の増につきましては、国からコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、自治体を実施する事業への活用を目的として交付金が交付されるため増額するものであります。

17款2項2目民生費国庫補助金5節子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金5,500万円及び6節の事務費補助金230万5,000円につきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経済支援として、生活が困窮する低所得世帯に対して国の特別給付金を支給するため増額するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

17款2項3目衛生費国庫補助金5節地球温暖化対策実行計画策定事業費補助金675万円につきましては、債務負担行為補正で御説明申し上げましたとおり、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けて、利府町地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定するために計上するものであります。

17款2項6目商工費国庫補助金1節観光振興事業費補助金600万円につきましては、新たに地域資源を活用した看板商品の創出事業として観光庁より補助金が交付されるため計上するものであります。

21款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、278万8,000円を増額するものであります。

23款5項3目雑入7節コミュニティ事業助成金500万円につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が採択されたため追加するものであります。

同じく10節雑入131万9,000円のうち、宮城県町村会町村地域活性化促進等助成金100万円につきましては、地域経済の活性化に資する事業に対し交付されるもので、今回、「十符の里一利府」フェスティバル事業で実施する事業に対し、宮城県町村会より補助金が交付されるため計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出全般の共通事項といたしまして、4月の組織改編及び人事異動等に伴い、全体的な人件費の調整を行っております。

13ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費14節工事請負費436万5,000円につきましては、庁舎内の自動ドアや空調設備に不具合が生じていることから、その修繕工事費について増額するものでございます。

2款1項7目自治振興費18節負担金、補助及び交付金500万円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、沢乙町内会及び野中一部町内会が実施する事業に、それぞれ250万円を補助するものでございます。

2款1項11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の補正額1億365万円につきましては、歳入で御説明申し上げたとおり、公園等の遊具交換工事、さらには次の14ページの保育施設等給食賄材料費等補助金交付事業や、プレミアム付き商品券事業を計上するものでございます。

次に、飛びまして、18ページをお開き願います。

3款1項9目住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費18節負担金、補助及び交付金5,500万円につきましては、歳入でも御説明申し上げたとおり、特別給付金を支給するため計上するものでございます。

20ページをお開き願います。

4款1項7目環境衛生費12節委託料900万円につきましては、歳入で御説明申し上げたとおり、新たに地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定するため計上するものであります。

4款1項10目新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策費7,775万7,000円の補正につきま

しては、4回目となるワクチンの追加接種に伴い計上するものであります。

23ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金259万7,000円につきましては、白石沢地区の企業1社に対し、企業立地奨励金を交付するため計上するものであります。

同じく、7款1項1目観光費18節負担金、補助及び交付金900万円のうち、「十符の里―利府」フェスティバル事業100万円の増額につきましては、歳入でも御説明申し上げた助成金を活用し、桜流鏝馬のデモンストレーションや乗馬体験などを実施するために実行委員会への補助金を増額するものでございます。また、看板商品創出事業800万円の増額につきましては、歳入で御説明申し上げたとおり、表松島「馬の背」を軸とした観光事業を実施するため、観光協会への補助金を増額するものでございます。

24ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費16節公有財産購入費400万円につきましては、令和元年の台風19号で被災した春日字筆沢地区筆沢地内水路のうち、相続登記の完了により、借地していた用地につきまして取得するため計上するものであります。

次、飛びまして、27ページをお開き願います。

10款3項3目学校施設費14節工事請負費577万5,000円につきましては、利府中学校の天井づり型のバスケットゴールが経年劣化により破損したことから、交換費用を増額するものであります。

28ページをお開き願います。

10款5項2目体育施設費14節工事請負費439万円につきましては、中央公園野球場の防球ネットの巻取り機の修繕及び沢乙北公園の園路について、高木の根上がりにより段差が生じている部分を補修するため増額するものであります。

次の11款3項1目公立学校施設災害復旧費14節工事請負費2,800万円につきましては、歳入で御説明申し上げたとおり、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害のあった給食センターポテト館の応急復旧を行ったところ、天井裏のダクト等の破損が著しく、復旧工事を行う必要があることから増額するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分とします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは6名であります。通告順に発言を許します。

初めに、15番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔15番 遠藤紀子君 登壇〕

○15番（遠藤紀子君） 皆様、改めまして、おはようございます。

15番 遠藤紀子でございます。本定例会には、2点の事項について質問を上げております。順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項1、民生委員・児童委員の一斉改選について。

令和元年に改選が行われました民生委員・児童委員でありましたが、3年の任期が満了する今年12月に再び改選の時期を迎えます。テレビCMや新聞広告で民生委員の大切さ、必要性が盛んにうたわれ、県政だより5・6月号には「民生委員・児童委員になりませんか？」が掲載されました。

現在、コロナ禍の影響による様々な生活上の問題が出てきております。1人・2人暮らし高齢者世帯の増加や、子供の貧困、ひきこもり問題など、民生委員にはこれまでとは違った対応や研修が求められ、活動量も増えることだと思います。

町では、適任者の選出を行政区長1人に任せているのではないのでしょうか。一斉改選を前に、町の考えを伺います。

（1）この時期に、どの程度まで人選は進んでいるのでしょうか。また、75歳定年の原則が守られているのでしょうか。

（2）現役の社会人や小・中・高校生を持つ親を積極的に人選してはどうでしょうか。

（3）県政だよりには、「この活動に興味のある方は、各市町村の福祉担当課に」とありま

す。申出があった場合、どのように対応するのでしょうか。

（４）令和3年3月の一般質問で、民生委員協力員制度の導入を提案いたしました。どのように調査・研究したのでしょうか。

2点目です。子育て世帯にもっと寄り添った支援を。

令和4年5月18日付の河北新報に、住宅情報サイトを運営するリクルートが行った宮城県民調査の結果が掲載され、「住み続けたい自治体」に、本町は富谷市に続き2位でありました。1位となった富谷市では、子育てサービスの充実が挙げられています。

町も、子ども支援課、子ども家庭センターが中心となって、子育て環境の充実に努めております。「利府町子育て支援ガイドブック」は、最も評価できるものだと思います。しかし、数々の支援を行っている反面、本当に若い人の声、子育てに悩む親の声に耳を傾けているのでありましょか。さらに町の子育て支援が充実できますよう、以下の点を伺います。

（１）昨年度、町長と子育て関係団体との座談会が行われました。どのような要望が多かったのでしょうか。

（２）本町には、転勤族と呼ばれる家族も多いと思います。県外からの転入により、慣れない地での子育てに悩むのではと考えます。そのような家庭に特化した話合いの場を設ける必要があると思います。町の考えはどうでしょうか。

（３）仙台市には、子育てを応援する施設として5か所の「のびすく仙台」があります。子供の遊び場のほかに、理由を問わず乳幼児を預かる事業が好評であります。本町には6か所の子育て広場がありますが、使い勝手があまりよくないと聞きます。大型商業施設の中に欲しいという要望がありますが、町は働きかけの努力をしてはどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、民生委員・児童委員の一斉改選について、2、子育て世帯にもっと寄り添った支援をについて、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の民生委員・児童委員の一斉改選についてお答え申し上げます。

（１）の人選の進捗状況についてでございますが、今年の3月に全ての行政区長から候補者推薦書を提出していただいております、来月開催する民生委員推薦会に諮る段階まで進んでおります。

議員御指摘の75歳定年の原則についてでございますが、この年齢要件は、厚生労働省の通知により地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能となっており、行政区長から相談があった場合には、地区の実情を確認しながら、年齢要件にかかわらず推薦をいただいております。

次に、（2）の現役の社会人や小・中・高校生の子を持つ親の人選についてでございますが、民生委員は幅広く子供から高齢者までを対象とした相談支援を行うことから、様々な年代の方が推薦されることが望ましいと考えております。しかしながら、就労されている方や子育て世帯の方につきましては、仕事、家庭、育児と忙しく過ごされている方も多く、各地区からの推薦には至っていないものと伺っております。

次に、（3）の県政だよりの記事に興味を持たれた方への対応についてでございますが、県政だよりの5月・6月号に民生委員の募集記事が掲載されておりますが、今回の推薦には国の審査までのスケジュール上、難しい状況にあります。しかしながら、申出のあった場合には、民生委員の主な活動内容や委嘱までのスケジュールを説明し、次期改選に向けて人材の確保に努めてまいります。

次に、（4）の民生委員協力員制度の導入についてでございますが、この制度は民生委員・児童委員の負担軽減を図るため、民生委員からの依頼により、高齢者の見守り・声かけ、福祉サービスの周知啓発活動など、民生委員活動を補佐することを目的とした制度です。

本町におけるこの制度の導入につきましては、民生委員48人全員へ行った訪問活動を1人で行うことの困難さや課題についてのアンケート結果を基に、民生委員児童委員協議会幹事会において協議を重ねてまいりました。幹事会では、協力員の有効性は認識しているものの、個人情報共有の難しさなどから、現時点においては、民生委員同士が連携し、互いの活動を補う方法が協力員制度導入と同様のメリットがあるという結論に至りました。

しかしながら、民生委員の負担を軽減する取組は非常に重要であると考えておりますので、協力員制度の導入につきましては、仙台市や他の自治体の導入事例を参考にしながら、引き続き検討してまいります。

次に、第2点目の子育て世帯にもっと寄り添った支援をについてお答え申し上げます。

まず、（1）の子育て関係団体との座談会の要望についてでございますが、昨年11月にリフノスにおいて、子育てに携わる町内の団体やサークル、子育てをされている保護者など、16団体、計20名の方々と座談会を開催いたしました。直接、子育て世帯の方々から様々なお話を伺い、私自身大変有意義なものとなりました。

その場で寄せられた要望内容といたしましては、子供たちの放課後の居場所づくりや子ども食堂、子供の学力向上や土曜日の児童クラブ開所などの様々な意見をいただいております。その中でも特に、児童クラブの毎週土曜日の開所について要望する多くの声をいただいたところであり、これを受けまして、今年5月から児童クラブを毎週土曜日とお盆期間中に開所することとしており、子育て世代の子育てと仕事の両立を支援しております。

今後も、子育て世帯の声に耳を傾けるため、座談会などを開催してまいりたいと考えております。

次に、（2）の転勤族に特化した話合いの場についてでございますが、本町では子育ての不安軽減や母親の孤立の防止を目的として、町内に6か所の子育て広場を設置しております。特に、転入されてきた世帯には、地域をよく知る利用者の方と交流し、情報を共有していただける場をつくることで、安心して子育てができるよう努めております。

また、育児に関する不安については、広場のスタッフが相談に応じ、必要な情報提供や関係機関への取次ぎなどの支援を行っております。

最後に、（3）の大型商業施設への子育て広場の設置についてでございますが、本町では町内6か所に広場型、センター型、児童館型などそれぞれ特徴のある子育て広場を開設しており、利用者が自分に合った場所を選択して利用できる環境となっております。

議員御質問の大型商業施設の中に子育て広場を設けることにつきましては、保護者の利用施設の利用選択肢が増えるなど、子育て支援を拡充でき、大変有効であると考えておりますので、一時預かりなどの機能を含め、企業等に対し働きかけを行ってまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） その前に、いろいろな資料を手元に持ってまいりましたが、全て議長の承認を得ておりますことを御理解ください。

1点目の75歳定年ということの人数の難しいことはもちろん分かっているんですけども、前回の改選から2年以上が経過して、前回3月に私が質問したときには、70歳以上の方がたしか23名いらっしゃるということでした。70歳以上ということではっきりした年齢まではお聞きしておりませんでした。今回もしお答えできるのであれば、引き続き、75歳になられるけれどもお願いするという方の人数を教えてください。ありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

今現在、7月の推薦会ということで、まだ正式に推薦会にかけている段階ではございませんので、年齢等の部分については控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 方々でこの時期、うわさが立っておりまして、引き続き、75歳になられるけれどもそのままなさるようだとか、75歳に近い方がなさるとかいううわさが私の耳にも入ってきております。

この75歳定年という規則は、私、大事だと思っております。75歳になるけれどもお引受けになるという方は、あと3年たつということは80歳に近くなるわけです。民生委員のお仕事というものは非常に大変であるし、体力も使うし、それから車での移動も必要になります。そろそろ免許も考えるような年代の方に果たしてお願いしていいのかどうかという思いが私にはございます。自分がそろそろその年齢に近づいておりますので、完全に体力は違っておりますし、何度もお宅を訪問したりする活動も多いわけですね。体力面とか運転の心配ですね、その点は考慮なさいますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

民生委員を引き続き、75歳以上を推薦する段階で、やはり健康面というのが一番大切になってくるのかなと思います。そういったところも、新たに民生委員になられる方の部分について確認しながら、推薦会に諮っているところです。

実際に、75歳以上で推薦として民生委員になられた方につきましては、皆さん、民生委員同士が協力しながら、助け合いながらという形で連携した活動を行っておりますので、そういった部分でできる限り負担軽減を図りながら、活動を行っていただけるような環境整備に努めているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 特にコロナ禍で、この2年半以上でしょうか、民生委員さんも本当に活動できなかった、それに研修会もほとんどなさっていないようですし、ですから本来の活動状況ではなかったなと私はつかんでおりますけれども、本来はコロナが収まれば、先ほども申しましたようにひきこもりの問題ですとか、それから児童虐待の問題、民生委員というのは児童委員も兼ねておりますので、高齢者のお世話、障害者のお世話だけではないんですね。そういった幅広いお仕事をなさるわけですし、非常に研修も必要です。私は、平成9年から5年間、

民生委員をいたしましたけれども、児童虐待防止法ができたところで非常に研修も多かったですし、非常に問題のある家庭が2件ございましたので、朝晩様子を見に行ったり、非常に体力を使う問題でした。

やはり、この75歳定年があるということは、私は逆にいいことだと思うんですね。非常に頑張っている能力のある民生委員さんもちろんいらっしゃいますけれども、そこで定年があるということは、途中で辞めてくださいということは言いづらいわけですから、ぜひですね、最後の質問で協力員制度にまで波及しますけれども、やはりその能力は大事ですけれども、体力の心配、それからやはり世代間のいろいろな問題が違ってくると思うんですね、若い人たちの育児の方法とか。ですから、ぜひ新しい人材というか、この75歳というのはちょっと一つのネックとして、今回はほぼほぼ決まっていると思いますけれども、これから十分に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

75歳、年齢の定年というところの部分については、我々もできるだけ、体力がある方や幅広い年代の方に民生委員になっていただきたいなというふうには思っております。

これにつきましては、地域の状況とか、やはりなっただく方の状況も見ながら丁寧に対応していければと考えておりますので、今後とも、若い世代の方が民生になっていただけるように、我々も行政区長と一緒に努力していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今のお答えは、（2）番の現役の社会人、小・中・高校の親御さんたちにも声をかけてみたらどうかという質問にもお答えになるとは思いますけれども、本当に民生委員さんは、守秘義務ですか、もう非常に重いものもありますし、今回のコロナ禍で特例貸付けの名簿なんかも民生委員さんの手に入ったようですし、それでびっくりしたという話が、町内会長にびっくりして電話をかけたみたいなお話も入ってきておりますし、本当に重要な役ですし、また、幅広い年代と今部長がおっしゃいましたけれども、現役の方の声というのが非常に大事なんですね。

今の民生委員さんの中には、会社にお勤めの方が入っております。できない仕事ではないと思うんですね。行政区長がいつも、さっき西澤議員からも御苦労な話を聞きましたけれども、人材を見つけるのに、PTA活動とか子供会活動とか、今非常に子育てのグループでも活発に

なさっている方もいらっしゃいます。お声がけをしていないんじゃないかと思うんですね。ですから、積極的にお声がけをするという必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

我々も、行政区長さんから相談を受けた際には、若い方ということでいい人がいるんだよというときは、一緒になりながらお声がけをしたりしているところの事例もあります。しかしながら、やはり子育て、あとは仕事といったところを両立しながら民生委員活動をするという部分で、やはり家族の協力、あとは職場の理解、そういったところが必要になってくるのかなというところもあります。

また、民生委員さんになられるような方につきましては、やはり民生委員という活動を責任を持ってきちんとやりたいという方が多いので、やはり今は難しいですよということで断られている方がいらっしゃいます。

区長さんからは、断られたけれども次の人選にというところで、今度やっとな説得できたよという方で、年齢が、仕事が落ち着いた方が上がってきているという事例もありますので、できる限り一緒になりながら、そういった方には声がけしながら、人材確保には努めているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） どんどん若い方に目を向けていただきたいと思います。

3点目の興味を持って民生委員になりたいともし申し出た場合ですね、行政区長の推薦が必要なので、どうしようと、この県政だよりに出ておりましたので、興味のある方は申し出てくださいますとありましたから、えっ、そんなことできるのかしらと思って。

実は、私の経験で、私が辞めるときに、優秀な方でぜひ推薦したいというときに、はっきり役場側から断られました、「こちらで決めますから」と。そのようなことがありましたので、私は幅広く、行政区長さんも必要ですけれども、いろいろな人材を幅広く募っていただきたいと思いました。自分でやる意思があれば、十分な研修を受けて、町民に人望のある方でしたら断る必要はないと思いますし、申出ということも一つあるのかなと思っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

実際断られたと、その時代の部分について、私はちょっと存じ上げていないので申し訳ございませんが、今、民生委員だけではなく様々な、人権擁護委員とかいろいろな人選をする中で、人材を確保するというのは本当に難しいことかなと思っております。ぜひともそういう意欲のある方がいらっしゃれば、我々は確保ということで前向きに人選に進めていきたいなと今後は思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今、私と部長のやり取りは、まさに議員の成り手不足の問題にも通じる問題かなと思って考えておりました。

最後の民生委員協力員制度ですけれども、3月のときも検討します的なお答えをいただいて、幹事会で検討していただいたということですが、この制度は仙台市で始まりました。3月議会のときも申しましたけれども、12月から本格的に始まって、今23の方が協力員になられたそうです。今回の改正で、その方の中の2名が民生委員に入られた。それから、やはり先輩の民生委員さんがいらしたので非常に心強かったと、それから戸別訪問するときも回りやすかったと、非常にいい利点が出ておりました。

それから、子育てで有名な兵庫県の明石市ですか、そこでは1人の民生委員さんに2人の協力員がつくんだそうです。それで、戸別訪問も盛んにやっけていらっしゃいますし、高齢者世帯と、あと子供が生まれたときには、おめでとうというので必ず訪問なさるそうです。1人の民生委員さんに2人の協力員ということで、すごくがっちりをつくっているんだなと思いました。

今回も、せんだって、両親がパチンコをしてお子さんが亡くなるということもありました。今は思いがけない事件もありますし、この妊婦さんは特定妊婦という妊婦さんなんだそうですね、全く私は知らない言葉でしたので、ですから、次々と新しい言葉の勉強も必要ですし、またベテランの方の助言も必要です。

ですから、これからも引き続き検討していくという状態ではないと思うんですね。児童虐待の問題もきっと、これから子供さんが多くなればいろいろと出てくると思います。そういったときに民生委員さんというのは、何かあったときには、行政と民生委員は何していたのかということになりますので、ぜひこの協力員ということで、若い方もこれだったら入っていただけんじゃないかと思いました。もう一度強く、この協力員制度を考えてみるつもりは、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

民生委員協力員制度、ちょっと明石市の体制を御紹介いただいたんですけども、すごく何というか、ボリュームのある市だなと思うと同時に、明石市の人口規模はかなり、うちのたしか倍以上あったと思うんですけども、いろいろなことを加味しながら、やはり私たちの町の民生委員の幹事会の皆さんが決めた、検討されて、お互いがまずは協力し合おうというところで、絆を深くして事に当たろうと言ってくださっているという意見を尊重していけたらなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この協力員の中に若い方が入ってくださるということは、結構、ICTにも強い方が入ると今よりも迅速な連絡とかも、緊急事態のメールとかそういったものも上手でしょうから、その辺に協力員として入っていただくのも一案かなと思っております、ぜひそういう面の協力員というのを考えていただきたいと思いました。

それで、民生委員さんからアンケートをお取りになったそうですけれども、その民生委員さんのアンケートの中で、協力員は必要ないというような感じだったのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

アンケートの中では、今の活動が大変かどうかとか、どうしたら改善できるかとか、そういったところを聞いているところです。

民生委員の協力員制度につきましては、今回のコロナ禍の前の前回の段階で、福島県の矢吹町というところで実際に活動していますので、民生委員さんが視察研修ということでそこで勉強をしていって民生委員協力制度というのを知っているような状況です。そういった研修で得た内容も踏まえながら、それでは利府町にとってはというところでの、今の町長の答弁にありましたけれども、今の協力体制でやっていくということが同等の評価が、実績ができるんじゃないかなということで、今意見がまとまっているということです。

ですので、協力員制度については、民生委員さんも興味を示しながら、今後も引き続き、利府町に合ったどういう形で導入できるかというのは、引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ICTの活用も民生委員の世界には必要になってくるんじゃないかなと

思いますし、それから民生委員さんの非常に重たい仕事だという一つの原因も、何かあったときに連絡が、例えば役場が終わってしまったとか休日とかに緊急の連絡ということが難しいという状態もあるようなんですね。

別の地区ですけれども、24時間体制で職員の連絡、1人の職員の緊急連絡先として自宅の電話番号もその方と結んでいるので非常に安心だというのが、これは大分市ですか、大分市が24時間体制、民生委員さんと役場が組んでいるんだそうですね。

私も前ちょっと、県道で大きな木が倒れてきて、休みの日だったものですから、すぐ守衛さんには伝わったんですけども、守衛室に伝わって、守衛さんが担当課の職員にかけるという形でしたので非常に時間がかかりました。やはりこれから命に関わるような問題ももしかしたら出てくるかもしれません。そういったときに、役場の職員、担当課の方とつながっている、民生委員さんは非常に信頼される役職ですから、番号を教えるというのは決して悪いことではないと思うんですね。私は、これが一つの民生委員の活動の安心にもなるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

しばらく前、何年か前までは、民生委員さんの個人の自宅の電話も広報紙に載せながらということで活動していた時代がありましたが、やはり個人情報の問題とかいろいろな部分がありまして、今、広報紙には民生委員さんの個人電話は載せていないような状況になっております。また、我々職員の部分についての携帯電話等についても、できる限り公開はしない形になっていまして、実際に警備員さんのほうに電話が行くと、代表の職員のところには必ず連絡が行くという形が今既に構築されています。

また、我々、個人情報は家に持ち帰りができませんので、実際に民生委員さんと活動する場合、一度役場に行きながら迅速に現場に向かうというような体制が取られておりますので、その部分については、きちんとした体制が今図られているのかなというふうに理解しているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今の答弁で、個人情報ということございましたけれども、あくまでも個人の民生委員さんと役場の職員をつなぐだけの話であって、それがメールであり何であり大丈夫なんですけれども、やはりとっさに緊急で、まあ、警察なり消防なりに行けばいいんでしょ

うけれども、やっぱり民生委員さんの不安を取り除く、夜、夜中電話していいのかしらと思うようなことがないような体制というのは、私は大事だと思います。

民生委員さんの仕事の大切さということをもう一度理解していただいて、それからあと、コロナ禍で民生委員さんはほとんどいろいろな場所に出ることができませんでしたが、これからはぜひいろいろな活動に、民生委員さんは顔の見える存在であってほしいとも思いますし、信頼をどうやって構築するかということに関して、民生委員さんの安心・安全も守りつつ、町民に親しまれるような民生委員さんというのをぜひたくさんつくっていただきたいと思ってこの質問を出しましたが、町長、それはいかがお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

今の御質問をお聞きしてですね、やはり何というか、時代の流れを感じざるを得ないというか、私もよくぶつかる、ぶつかるというとあれですけども、業務とか仕事とか公務とかというと、恐らく遠藤議員がおっしゃりたいのは、あんばいってあるでしょうか、遊びの部分とか、その幅をもう少し、ちょっとだけ広げてほしいのという思いでお話しされているんだと思うんですね。

ただ、やっぱり私どもは個人情報扱う執行部の立場ですので、なかなかそこは乗り越えられないところも業務的また法律的にあります。今部長がお答えさせていただいたように、警備員、そして担当者というこの、まあ、ホットラインとはいかないんですけども、連絡体制の構築は今できつつあるということ、これは民生委員の皆様により理解していただいて、何かあったときはすぐに、ちゅうちょすることなく、休みのときでも電話をいただくということ、そうすると担当者が必ず対応しますということで頑張っていきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 2010年から大分市で始まったそうですので、一度ちょっとここも学んでみてください。

2点目に入ります。

2点目の子育ての支援のことですけども、本当に頑張っていると思います。私は評価もしたいと思うんですけども、こうやって子育て世帯もたくさんの方が入ってきて、これでは足りないという部分が大分出てきていると思うんですね。

1点目の町長が懇談会をしてくださったということで、非常にいい試みだと思いましたし、

町長は盛んに、今度のまちづくりの懇談会ですか、年齢もちょっと若い方を対象になさるようですし、私は大いに結構、まあ、年寄りの私が言うのも変ですけども、大いに結構なものだと思いますし、どんどん若い方の意見は聞いていっていただきたいと思います。

この座談会でしたけれども、何か時間が短かったような話を聞いておりますけれども、どのくらいの時間、町長と話合いができたんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

この子育て座談会の開催については、11月9日でしたけれども、時間的には10時から、終了時間が大体11時半までということで、1時間半程度の時間でございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 16団体、20名の方との話合いにしては短いんじゃないかと思いましたが、町長は次の何か話合いの場を持たれていたようで、もう少しじっくりと聞いてほしかったというのが感想だったようです。こういう場を設けられたことは、いらした方たちは感謝していたようですし、それがどのように、まあ、土曜日の児童クラブの開所、これは実現してもらったというような話がありました。

まあ、元から計画があったんじゃないかなとは思いますが、やはりどんな要望があったのか、ここもきちんとまとめてですね、1回ではなく、ここまで進みましたみたいな報告もできるような継続したこういった話合い、この団体と何回かという方法もいいですし、もう少し広げていく方法もあるでしょうが、もっと継続して、もっと短いスパンでこういったものやっていたらもっと進むんじゃないかなと思えますけれども、町長の御意見を願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えいたします。

大変有意義な、要望を聞く会というか、団体の皆様との話合い、座談会でありました。大変私も反省したのは、時間は確かに短かったんですね。短い割には多くの皆様に、本当に多くの皆様から御意見をいただきたいと思ひまして、当日は20名の方にお集まりいただいて、何とか公平にお話を聞かせていただこうというふうに思ったんですけども、やはり話は私も聞き足りなかったし、参加されていた皆様も話し足りなかったと思うんですね。なので、その場でお話しさせていただいたのは、ぜひシリーズ化しましょうと、そしてもう少し回を多くして、人

数をもう絞った形で、それぞれの皆様から十分に意見を聞かせていただくようにさせていただきたいと思いますというふうな形でお別れをしたんですね。

なので、町民会議でなかなか拾い切れない意見を、座談会という形で利府高校生の皆さんとかとしておるんですけれども、これは議員おっしゃるように継続して、もっと要望を聞かせていただくということを繰り返し取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 改めてお聞きしますけれども、この16団体とはどういった団体なのか、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

16団体の内訳でございますけれども、まず、町内の保育所・幼稚園の保護者会の代表の方々、あるいは各小中学校のPTAの代表者、会長さんに限らず役員さんも含めてですね、あと子ども会育成会の代表さん、子育て支援グループ、あと例えばファミサポの協力会員さんですとかそういった方々、それからあと読み聞かせ団体の代表の方々など、16団体ということで20名の参加を得たということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 非常に幅広い団体で、私は、ぜひ継続して進めていただく施策にさせていただきたいと強く要望いたします。

2点目の転勤族に特化した話合いの場ということですが、利府町は転勤者というものはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

転勤者という形では把握していませんが、新たに転入された方とかそういった方については、広場とかそういったところでの支援だったりというところでお誘いしたりということでの活動展開を今しているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 子供さんを持っていらっしゃる家庭が何世帯とか、非常に難しいとは思いますが、今後はある程度つかむ必要があるのかなとは思いますがね。転入届をなされた段階である程度分かることだとは思いますが、多分、たくさんの企業や大型商業施設

ができたり、転勤者も増えてきているのでは、アパート、マンションにお住まいの方は特に転勤者が多いのではないかなと想像できます。

県外からいらしている方も、私は、先月ですか、リフノスで子育ての方たち8組が集まったのにちょっと、鈴木晴子議員と見学させていただいたんですが、やはり転勤の方もいらっしゃいました。「私、初めて同世代の方と話すの」なんていうお話もありました。やはり転勤者の方がいらしたときに、身内がこの近くにいないというのは、私も転勤族でございまして、ここは4か所目の転勤場所です。子育てにはいろいろ苦労はありましたけれども、そのときのやはり寂しさとか不安というのは大きなものがあります。身内も私は遠かったので、お友達に随分助けられましたけれども、やはり同世代の仲間というのが非常に必要だと思うんですね。子育て広場を設置しているから、相談があればそこにと言いますが、果たして行きますでしょうかという感じもいたします。

転勤族が不安なのは、例えば2日ぐらい前ですか、地震もありました。こういった災害に対しての不安というのは非常に大きいものなんですね。ですから、やはり転勤者に向けたそういった講座も必要でしょうし、子育て広場でやっていただくのもいいんですけども、お医者様の問題とか、ここのガイドブックにいろいろと親切に書いてありますけれども、ぼんと渡されただけではなかなか生身のものが伝わらないというか、どういったものがどのお店で買えるとか、アレルギーがあったらどうか、いろいろな情報が子育てには欲しいんですね。

ですから、子育てで籠もってしまう、特にアパートとかマンションの一室で子育てをするというのは、私も子供2人育てまして、生半可な子供たちじゃなかったもので、何度殺そうと思ったかというのは理解できるくらいつらい、夫が全く子育てに関われませんでしたので、つらい時間がありました。ですから、この子育ての家庭、仙台市の私のお友達は転勤族で、転勤族用のマップを作ったんですね。そのマップで、ここへ行ったらおむつ取り替えられるよとか、いろいろな転勤者用のマップを作ったりして、転勤者のグループを広げていったという強者がおりまして、そういったことは誰か積極的に活動する方がいればいいんですけども、まずは行政のほうが、転勤の方たちの悩みとか、どんなことが心配かというのを何らかの方法で吸い上げていくという努力をしてみる必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

転入の際には、利府町に住所を、転勤族の方が住所を移された際には、子育て支援ガイドブックのほうはきちんとお渡しさせていただきながら、また利府町のいろいろな紹介の部分について渡していただきながら、利府町の部分について知っていただくということには努めております。

また、乳幼児健診とかそういったときの健診の場で、子育てハッピー広場という形で、その中でミニ広場を開催しながら、各6か所の広場の担当の職員が来まして、分担制で来て広場についてのお話をします。また、PR活動をして、またその後に実際に、じゃあミニ広場ということで体験してみませんかという形で全ての方にお声がけをしながら、周知に努めてつないでいくという形には今努めているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 町としてもいろいろなアナウンスをしてくださっているようですけども、ここを一つ、もう少しまとめてですね、ここには先ほどの民生委員さんの協力も必要だと思いますし、顔の見える支援といいますか、これは平成30年の「子どもの生活に関する実態調査結果報告書」というアンケートで、非常にたくさんの意見が出ていましたけれども、ここにもやはりそういった声がありましたし、ファミサポの活用ですとかいろいろなことができると思うんですね。ですから、一度、転勤者集まれみたいなイベントでもしていただいて、転勤者向けの何かというのを、リフノスといういい場所もありますので、一度計画してみてもいいでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の御質問に、再質問にお答えします。

大変いいアイデアだなと思っておりますし、転勤族という言葉が何かすごく昭和感がある感じで、最近は何て言うんでしょうね。私の息子の就職活動なんかを見ていたときに、物すごく若い世代は地元志向が強くて、もう転勤する会社には行かないみたいな、そういう感じの若い層が多いなということは非常に感じておりましたので、転勤族と言われている、族ですからかなりの大きな塊になる感覚というのは、まあ何というか、昭和だなと思うんですけども、少子化時代のこの新しい、移動してきた、まあ、移住と言うとどうなのか分からないんですけども、ちょっと研究をしてですね、大変、遠藤紀子議員の提案がいい提案だなと思って聞かせていただきました。

プラスアルファですね、この前、トヨタのラリー大会をやったときに驚いたのは、菅谷台の

私の住んでいるところの近くにトヨタ東日本さんの社宅があるというんですね。利府町にそういう社宅があるんだというのは初めて私も理解いたしましたし、企業が周辺、大和町さんとか大衡村さんに来るということは、住宅地として私どもが選ばれる、またはマンションなりアパートなりがどんどん増えればそういった方たちもどんどん私たちのところに引っ越してきてくれる。それで、遠藤さんが言うように転勤族集まれみたいな、そういったイベントも成立してくるのかなというふうに思っておりました。

あと、大変語弊を恐れずに言わせていただければ、本当に誤解しないでくださいよ、この前の若いお母さん方との座談会の際に非常に多く意見が出されたのは、やっぱり地縁・血縁のない方たちが子育てをするのに、利府のあるところは固定概念が非常に強いというふうに言われました。何かというと、子供を育てるのは女がやるべきだろうと。そういうことで、子育てでちょっとそういう場所を、集会所を例えば借りたいといったときに非常に抵抗されると。そういったところが、まずは私たちが子育てに優しい町ということを出すのであれば、既成概念を取っ払うということ。最近、言葉は私はあんまり好きじゃないんですけども、「おっさん政治」ということが物すごく言われるんですね。そういうおっさん政治というものに代表されるような、いわゆる昭和の既成概念みたいなのを私たちは取っ払って、新しい時代に新しい子育て支援の環境整備ということをいち早く利府町が取り組んでいかなければならないというのを、その座談会の際にやっぱり本当に実感したんですね。

なので、これからは私たちが企業誘致を一生懸命やっっていこうと思っておりますし、企業誘致でやはり地縁・血縁のない方たちが引っ越ししてきたときに、どう行政がそういう方たちをサポートしてあげられるか、サービスを提供してあげられるか。子育て支援で現金支給は最近政策のはやりで多いんですけども、お金を頂いてもそのお金を使うサービスがないとそれは意味をなさないことだと私は思っているので、そのサービスをですね、今、遠藤さんはじめ皆さんから教えていただいたことを取り組んでみたいというふうに思っておりますし、ぜひ、遠藤さんはじめ、人気のある方たちが中心となって、議会の皆様からでも発言をされて、もう中心になっていただくということも、また一つの手だてなのかなと思って聞かせさせていただいておりました。ありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 昭和の遠藤でございます。転勤族、カニ族、アンノン族、いろいろ私の時代には族がついておりまして、転勤族以外の言葉は思い浮かばないんですけども、褒めら

れたり落とされたり、いろいろでございますが続けます。

特に、子育ての方は皆さんいろいろ不安を持っていらして、そこは子育て広場で相談とか、あるいは民生委員さんに相談するとか、いろいろな仕組みがあるということをもっと幅広く教えていただきたいと思えますし、この相談という子育て広場、ちょっと（3）にも関係してしまうんですけども、子育て広場が土曜日やっていないんですね。指定管理者である東部・西部児童館は土曜日もやっておりました。

でも、（3）に入りますけれども、仙台市の「のびすく仙台」ですか、これは土日もやっております。それで、今、町長おっしゃったように、女が子育てではなく、男も子育ての時代でございます。こういうときに、奥さんに「美容院行くから3時間見ていて」と言われたときに、この子育て広場があったらどんなにいいだろうかと。のびすくは、全部町なかでございます。私はガス局にあるのびすくによく伺うんですが、非常に町なかで、ちょっと美容院に行ってくるから預かってほしいとか理由は聞きませんということで、子育て広場の中で子供の託児もやっております。これもファミリーサポートと同じ、1時間600円という、ファミリーサポートも預かり1時間600円ですので、同じ金額でした。

ということで、理由は聞きません、気分晴らしでもどうぞ、映画でも見てきてくださいという趣旨で仙台は始めたようです。それで、例えば長町のモールですか、あそこにもありますし、どこもみんなにぎやかな商業地のところにあるんですね。ですから、子育て広場、特に一つの問題は、土曜・日曜はやっていないということが私は一番問題だと思いますが、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、やはり土日の開所というところも必要なのかなというふうには認識しているところです。

今現在、利府の南館のほうにも、民間の企業でやられているんですが、広場のほうはありまして、そこでは今、土日も預かっていたりというところがありますので、そういったところも活用していきながら、幅広く利府町としての子育て支援ができるように企業のほうにも働きかけながら、土日の開所についても、今後、ニーズを捉えながら考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この子育て広場がイオンにあったらいいねと話をすると、若い方は皆さ

ん喜びます。これは、大型商業施設にとっても利益になる話ですし、本当、ウィン・ウインの関係で、名取ですか、あそこの大きなイオンには広いのがあるそうで、私は見損なってしまったんですけれども、託児もやっているようですし、非常に参考になると思うんですね。ですから、ここでもそんなことができるんじゃないかなと思って開いてみたら、今広場があるというお話でしたけれども、非常に狭いし、何かずっと閉まっていたのという話もありました。

ともかく、そこで男の方も預けられて、そこで過ごせば何とか時間も潰せると思いますし、家の中で3時間子供を見るというのは非常に大変な作業ですから、それこそワンオペは女の人も嘆いておりますけれども、男の人も子供と向き合っただけのワンオペは大変だと思います。ぜひ積極的に、ウィン・ウインの関係になるように大型商業施設に働きかけていただきたいと思いますし、茨城県の龍ケ崎市、ここは非常に移住者が多くて今注目されているんですけれども、ここも大型商業施設の中にファミリーサポートを入れました。今回、社協の2階にあるファミリーサポートセンターもいずれはなくなるようでございますから、それを機にファミリーサポート事業、子育ての託児はファミリーサポートのサポーターもいるわけですから、早速できるんじゃないかと思いました。

やはり、商業施設があり、映画館もあり、美容院もあり、文句なしの、日頃いらいらが募っている女の方、女性が子育てをしている方に対しては本当にいい場所になると思いますし、これこそ利府町が、「子育てに力を入れている町です」の何よりの私は宣伝になると思います。もう一度、町長から強くですね、この大型商業施設に子供の遊べる場所、そして子供を預けて、女の人が自由に、きれいになる場所をつくってもらいたいということを町長から強く言っていただく約束をしていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

まずもってですね、昭和を私、悪く言っていませんから。昭和は、私、大好きなんです。私も昭和生まれです。もう何か、老若男女皆、目がびかびかびかと輝いていた時代だなと思っておりますし、大好きだということ、落としているとかそういうのではないということだけはぜひ覚えておいていただきたいなと思います。

それで、大型商業施設に対して、今、遠藤さんが御提案していただいたように、やっぱり名取のイオンモールさんにあって、利府のイオンモールにないというのはちょっとおかしな話ですよ。そこは積極的に、町といたしまして強く、積極的に働きかけていきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 町長から力強いお言葉をいただきましたので、大いに期待をいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時とします。

午前 11時46分 休 憩

午後 0時56分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔12番 高久時男君 登壇〕

○12番（高久時男君） 12番 高久時男でございます。

先ほど何か、民生委員のやり取りで、我がふるさとの矢吹町に研修に行ったということでもちょっとびっくりしましたけれども、矢吹町はどっちかというところと農村部なので、地域社会というんですかね、そのつながりは利府町よりは強いと思います。そういった意味で、民生委員とかその辺のものもちょっとうまく稼働しているのかなと思っております。今の町長が私の同級生なので、「今度たまには利府に研修に来いよ」と言ってやろうかなと思ってはいますが、両町が友好というか交流が深まれば、私としては非常にうれしいなと思っております。

それでは、質問に入ります。

まず、1問目、行政情報の周知方法について。

本町も高齢化が進んでおります。地域の地縁団体である町内会では、高齢化や様々な理由で役員・班長の成り手が少なくなっているため、組織を維持していくのが困難な状況になりつつあります。

役員・班長の仕事で大変なのは、月2回の文書配布や、年2回ある募金作業などがありますが、これらの仕事の軽減を図っていきたくて考えております。

そこで伺います。

（1）行政区長会において、文書配布についての軽減要望は出ていないか。

（2）文書配布量を減らすことはできないか。

（3）今後、業者へ委託する考えはないか。

（4）情報伝達の電子化は考えられないか。

大きな2番です。利府町地域公共交通網形成計画のその後について。

町では、地域公共交通網の整備に努めておりますが、公共交通に対する町民の不満や要望も多いです。

そこで伺います。

（1）住民協働の新たなデマンド交通のシステム構築が必要であると考えますが、町としては今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

（2）電車が遅れたときのミヤコーバスの対応はどうなっているのか。また、町としてどのように関わっていくのか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、行政情報の周知方法について、2、利府町地域公共交通網形成計画のその後について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 高久時男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の行政情報の周知方法についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

まず、行政区長会における文書配布の軽減要望についてでございますが、今年の4月に開催いたしました行政区長会議において、戸別配布文書及び回覧文書の軽減についての御意見をいただいております。

配布文書量につきましては、平成20年度以降増加傾向にあったことから、町では配布文書の選択と集中を推進することにより、令和元年度には減少に転じたものの、昨年度においては、新型コロナウイルス感染症の関連文書や複数の選挙公報の配布等により文書量が再び増加傾向となったこともあり、議員御指摘のとおり、各町内会の役員及び班長の皆様には多くの御負担をおかけしたところであります。

今後は、今まで以上に配布文書の選択と集中を推進することや、月2回の配布回数の見直しなど、負担軽減を図るための検討を続けてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に、（3）の事業者への配布委託についてでございますが、文書配布は町民の皆様により早く町の情報をお届けできるよう、即時性や確実性、効率性に優れていることから、各行政区

と委託契約を締結し、実施しているところであります。

しかしながら、各町内会の皆様に御負担をおかけしている事実もございますので、費用対効果を検証し、他の自治体の事例等も参考としながら検討してまいりたいと考えております。

次に、（４）の情報伝達の電子化についてでございますが、現在、町では文書やホームページのほか、LINEなどによる行政情報の一斉配信やインスタグラムなどのソーシャルメディアを通じ情報を発信しております。情報伝達のデジタル化は、即時性や効率性のほか、新型コロナウイルス感染症対策としても非常に有効であり、全国の実例を見ますと、町内会向けの電子回覧板導入のモデル事業や、リモート会議実施研修会などの事例が存在していることを確認しております。

しかしながら、高齢者の方などで機器を保有していない方や、保有していても操作が困難という方も少なからずいらっしゃることから、本町においては、情報伝達の電子化を進めるに当たり、デジタルになじみのない方々の情報格差を解消することが重要と捉え、利府町デジタルトランスフォーメーション推進計画に掲げるデジタルデバインド対策に取り組むこととしております。

今年度につきましては、情報格差の解消に向けた取組として、国のデジタル活用支援推進事業の補助採択事業者に講師の派遣をしていただき、デジタル機器の活用に不安のある高齢者等を対象としたスマートフォンの操作や、インターネットの利用に関する基本講座からマイナンバーカードの申請方法に関する応用講座まで開催を予定しております。

なお、講座の開催に当たっては、広く町民の皆様の参加を呼びかけながら、誰もが等しくデジタル化の恩恵を受けられる、人に優しいデジタル化の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、第２点目の利府町地域公共交通網形成計画のその後についてお答え申し上げます。

まず、（１）の新たなデマンド交通システムの構築についてでございますが、本町では平成30年3月に利府町地域公共交通網形成計画を策定し、その基本方針の実現のため、町の地域特性や町民ニーズに沿った持続可能な公共交通体系の構築を行ってまいりました。

議員御指摘のデマンド交通につきましては、地域公共交通網形成計画の基本目標に基づき、これまで運行形態や車両、ルートや経費を試算し、検討を行ってまいりましたが、本町には鉄道の駅が存在し、複数の路線バスと、その運行空白地帯を補完する町民バス、さらにはタクシーも運行していることから、既存の事業者との調整は避けられず、導入は困難と言わざるを得な

い状況にあります。

また、デマンド交通とは異なるものの、近隣の仙台市燕沢地区で運行している乗り合い交通について、地域が主体となった新交通サービスという観点で運用開始時からその動向を注視してまいりましたが、交通拠点や医療機関等が多数存在し、中心市街地を形成する本町の地域特性とはなじまないものと考えております。

本町では、今年度で期間満了となる現行の地域公共交通網形成計画を1年間延長するとともに、新たな公共交通マスタープランとなる利府町地域公共交通計画を令和6年度までに策定することとしております。

計画の策定に当たり、今後の高齢化の進展などによる町民ニーズの変化と町内の交通実態を正確に捉え、高齢化社会における生活の足を確保するため、町内を運行しているバスの利用状況調査や関係機関ヒアリング、アンケート調査、住民ワークショップを今年度に行うこととし、地域の実情に応じた地域内交通システムの導入についても検討を進めることとしております。

また、デマンド交通のみにとらわれず、EVバスや燃料電池バスといった次世代自動車を使用する新たな公共交通システムや、各地域に最適なサービスについて検討を進めてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

最後に、(2)の電車が遅れたときのミヤコーバスの対応についてでございますが、ミヤコーバスでは電車遅延時には数分程度待機しているところではありますが、次の停留所で待つお客様もいることから、即時に大幅なダイヤ変更を行うことは困難であると伺っております。

電車遅延時の円滑な公共交通サービスの提供につきましては、各交通事業者間での密な連携が必要となることから、町といたしましては、地域公共交通会議等を通して事業者間の情報共有による調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○12番（高久時男君） 文書配布については、前向きな回答だなと捉えております。

4月に、行政区長会議で軽減についての意見があったということで、当然様々な意見があったと思うんですけども、どのようなものが多かったですかね。単純に、軽減してくれ、もしくは配布物、回覧も含めてなくしてくれとか、生の声というか、ちょっと直にその辺の声を聞きたいなと思ったので、もしあれだったら教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

本年の4月25日に行政区長会議が行われておりますが、その際に、区長会の中からは、特に4月と3月、この月が特に多いと。どうしても、学校だったり年度の終わりだったり、そういう部分で非常に多くなっていると。一度に11種類とか13種類とか来てしまうので、かなり班長さんの手間、それから分ける手間、そういったものがかかるので、こういった部分を何とか見直していただけないかという御意見をいただいております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 分かりました。文書の量が多いとそれだけ手間が増えるということだと思っておりますけれども、私が今回ここでこういった質問をしているのは、要は今、業務委託として町内会に配布を委託しているんですけれども、その受ける側の町内会がなかなか、機能不全に陥りつつあるなということなんです。

質問の要旨に高齢化や様々な理由でというふうに挙げていますけれども、一例なんですけれども、例えば20軒ある班の中で10軒が高齢者の家で、もう班長を飛ばしているという班が実際にうちにもあります。そうすると、残り10軒で要するに配布物を回すわけですよ。要するに輪番制でという形になっていたり、あと町内会に入らないと困るわけですよ。19軒ある中で、10軒が町内会に入っていないと、残り9軒で配布しているとかというのがあります。町内会というのは、組織自体が法的に確立されたような組織じゃないので、必ず入らなくちゃいけないということはないので、やっぱりある程度その地域社会をよくしていこうというような気持ちを持った人間だけが入ってくるような中で、ほとんどは大体入っているんですよ、ほとんど入っているんですけれども、中には入らない人がいてね、要するにサービスとかそういったものを人に押しつけているような状態があるんですよ。そうすると、そこにやっぱり不平が出てくるわけですね。

今回、うちも町内会で総会はできなかつたんですけれども、こういう意見を募集したら、ありました、「町内会の班長と役員は専門的にやったらどうですか」と。要するにもう固定化しろということですよ、単純に。「そうしたら町内会費ぐらいは払ってくれるんじゃないでしょうか」みたいな意見があったんですよ。最初、何言っているんだと思ったんですけれども、でも、まあ、その考え方自体はちょっと、全然公平さに欠けるんですけども、問題意識はこの方は持っているんだなと思いましたね。やっぱり今そんな状況なので、受けてなかなかできないというところがあります。

そこでお尋ねしたいんですけれども、前向きの回答だと思います。ただ、これの目標年度と

か、どういうふうにしていききたいとかというもの、ただ単純に選択と集中となっていますけれども、どのような形のものを考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

町長答弁の中にもありましたように、選択と集中ということでございますけれども、一番多かったのが平成30年度、こちらがピークで年間333件、それ以降は減ってきておりましたが、令和3年度に245件と新たにまた増加傾向にあります。これに関しては、コロナの関係で回覧文書、そちらのほうはどうしてもコロナの感染の関係があるので回覧をやめて戸別配布にしたとか、あるいは選挙関係で何枚もの選挙公報が出たという部分で昨年度は増えております。

こういったものを再度見直しかけまして、町のホームページ、あるいは広報紙、こういったものに載せられるものはできる限りそちらのほうを利用していただいて文書の量を減らすという部分と、今回、今月の各課の課長会議の中でもお話しさせていただきましたが、文書の配布回数、今、月2回でやっていますけれども、これをできれば1回にできないかと、月1回という形にできないかということで今年度検討に入っております。ですので、できれば来年度以降、そういったものにやっていければなというふうに今考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） まさに、次に私が質問しようと思ったことを答えられました。月1回にできないかということですね。この間、後藤部長にも話したんですけれども、ある程度まとめれば、あとは広報りふなんかをうまく使っていけばある程度集約できて、今大体月2回という形になっているんですけれども、1回に絞ることも可能かなと思っております。

それで、この間、後藤部長に話しましたけれども、5月の第1回目の配布物は回覧が1通だけでした。これもらったとき、私はちょっと配慮が足りないなと思ったんですね。この1通だけのために町内会の全組織を動かすわけですよ、ある意味ね。であれば、これをその前の回に戻すか、次の回に戻すかということでそこはなくなるわけですよ、単純に。それで、正直言って、私、すぐ回しませんでした。次の配布日に合わせて回覧を回しました。というのは、どっちみちこの内容だったら広報りふに載っかるなと思っていました。やっぱり載っかっていましたよ、実際ね。

ただ、この場合、タイムラグがあるわけですね。5月の10日ぐらいに1回の配布物と回覧が回ってきたんですけれども、それが要するに6月の7日ぐらいの開催日の周知だったんですよ。

これでいくと、5月の末に回覧を回したってそれは当然間に合いません。だから、要は再度広報りふの中に入ったと思うんですけれども、あの広報りふも月末に配布して、例えば5月の末に配布して、6月のスケジュール的なものの案内が載っかるんですね。あれを6月の中旬ぐらい、例えば6月の15日から7月の14日ぐらいまでの期間で見れば、ある程度そこに押し込んでも、5月末の配布の中に押し込んでも、恐らく周知期間としては十分取れるのかなと思っております。

そんな感じで、うまくちょっと頭使ってやりくりすれば文書配布量を、大幅に減らすとまでは言えないけれども、減らしていくことは可能なかなと思っております。そんな中で、今、月1回のほうに方向性で向かっているということなので、それはぜひそのまま続けてもらいたいなと思っております。

何か聞くことがだんだんなくなってきたな。あまりにも前向きなあれで。

それで、ちょっとじゃあ、聞くことないんですけれども、例えば文書で多いものというのは、結構イベントの案内とかそういうものが多いんですよ。こういったものは、ちょっと何かね、あんまり一般の町民にはさほど重要じゃないようなもの、こういったのもあるので、その辺は精査していってもらいたいなと思っておりますけれども、前向きな回答をいただいているので、どうなんですかと聞いたってね、「やります」ぐらいの感覚でしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

前向きには進めておりますので、その中で、どうしても1回になると広報紙に載せる分量も増えていきますので、そういった部分は隣にいる企画部長とも相談しながら、できれば、広報紙、どうしても町から出してやってから皆さんのお宅に届くまで1週間程度かかると思いますので、そういったタイムラグも含めて広報紙に載せる内容を検討させていただいて、できるだけイベントもそこの中に入れられるものは入れていくという形で進めていきます。

そのほかに、町長の答弁の中にもありましたが、LINEでの一斉送信だったり、SNSを通じたそういった情報の即時性も利用しながら、できるだけ配布文書の軽減化に努めていきたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひ頑張ってやってもらいたいなと思っております。ある程度、切り捨てる情報、周知もあるのかなと思っております。何か見ていると、利府町の周知というのはえ

らくサービスいいんですよね。何から何まで周知しているような部分があるので、やっぱり切るべきものは切っていってもらいたいと思います。

その中で、この間、時刻表なんかもありました。時刻表なんですけれども、まあ、配りましたよ、ちゃんと。ただ、ネットで利府町のホームページ見ればそこにも載っているし、きっと一般的な人は、自分が乗るべきバス停の時刻表とかは今だと携帯で、私もそうですけれども写真撮ったりしてね、あと事前に、例えば仙台へ行くときの電車の乗り継ぎとかということ考えると事前にネットで時刻表を調べたりするんですね。まあ、ある一定の年齢の人までですよ。高齢者の人はなかなか難しいと思うんだけど、でも、そのごく一部の人のために発行しているような感じも受けるので、やっぱり減らすという前提でいく場合は、切り捨てるべきものとかというのはやっぱり大胆に切っていってもらいたいなと思っております。

それでは、次、業者への委託についてで行きます。

今までは、各町内会に委託をしているわけです。これはきっと定額制でやっているの、そこにちょっと配慮に欠ける部分があるんじゃないかなと思っております。何ぼ配布物を増やしたって、配布料は固定化されているという部分があるので、そういった部分になっていると思うので、ちょっとここで質問しますけれども、1軒当たり幾らぐらいの換算で配布料を算定しているんですかね。大体700円台ぐらいだと思っているんですけども。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

1世帯当たりの文書の配布単価でございますけれども、これは毎年7月31日現在の各行政区ごとの戸数に応じて、1世帯当たり700円ということで設定させていただいております。ですので、大体年間900万円から1,000万円を切るぐらいの金額になるかと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 1軒当たり700円で、あとは、まあ、言葉悪く言えばですよ、あとは配布し放題みたいなものがあつたので、やっぱりその辺も、コスト意識、そこは深く考えなくてもやれた部分はあると思うんです。ですから、なかなか軽減には、そのことまで深く考える必要もなかったのかなと思っております。

それで、業者委託の件についてですけれども、例えば他の自治体ではどんな事例があるか。これから調べるとかということ書いてありますけれども、ちょっと参考的に何かあるんだつたら教えてもらいたいなと思うんですけども、例えば利府の場合だったら、まだ行政区という

のが割かししっかりしていて、そこを使って今まで配布してこられたんですけども、これが都市化された地域、例えば仙台市であるとかだったらなかなかね、町内会の組織づくりもなかなか難しいと思うし、そういうところでそれを全てそこに委託して配布できるというのはなかなか難しいと思うので、そういった都市部での配布の方法とかなんか、つかんでいるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えします。

全てをつかんでいるわけではございませんが、特に都市部、大きい都市部になりますと、まちの広報紙とか県政だより、そういった冊子ものは配っていますが、それ以外のものはほとんど配っていないというふうな情報は伺っております。そういった部分については、お隣の多賀城市さんですと、今現在では、民放放送局とテレビのデータでのそういった回覧というものやっているという話は伺っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 多賀城市の民放の放送局と回覧というのは、もうちょっと具体的にお願ひします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今年の2月から始まっているんですが、地上デジタル放送のデータ放送を利用したまちの回覧板、テレビ回覧板というものを、今年2月からKHBさんと契約をして行っているという話を伺っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） いいですね。ぜひその辺も利府町もしっかり研究して、前向きに進めてもらいたいなと思っています。

実は、4番目に電子化というのを挙げているんですけども、私もそれほど電子化とか今のSNSの時代にのっとった人間じゃないので、ちょっと昔の話をする、うちの田舎は、さっき矢吹町と言いましたけれども、昔、有線放送というのがあったんですよ。利府町はあったかどうか分からないですけども、朝と昼と夜、勝手に受話器から放送流れてくるんですよ。それで、町のイベントとかいろいろなものを勝手に言うんですね。農村部なので今日はキュウリ10キロ幾らとかね、地域情報とかそういうのもあったんですけども、あれは使えるな

と思ったんですがいつの間にかなくなっちゃったんですけれども、そういった何か。まず、紙を全くなくすことはできないと思うんですけれども、紙媒体を。ただ、なるべくそっちに移行できるものとかがあるのであれば、やっぱりちょっと研究してもらいたいなと思っております。

この行政の周知方法については、いろいろ書いて質問の内容で出していますけれども、私が望んでいるのは、文書配布量を取りあえず中途段階では減らして行って月1回にする。それで、最終的には業者委託に持って行ってもらいたいなと思っております。だから、業者委託するには当然コストが、恐らく今の町内会を介して配布しているよりは高くなるでしょうから、その分、要するに何ぼでも幾らという定額じゃないですから、きっと量的なものでコストが変わってくるので、それについてはなるべく減らす努力をして、最終的に、今恐らく年間で町内会に払っているお金というのは800万円から1,000万円ぐらいの間だと思うんですけれども、その何割増し、倍になってもしょうがないと思うけれども、そのぐらいで業者委託に持っていけるぐらいに配布量を絞ってもらいたいなと思っております。

それで、これをやっぱり、「そうしていきます」とかという答えじゃなくて、一体いつをめどにやってくれるのか、その辺の見当をちょっと、今の考えをちょっと聞きたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

いつ頃をめどにということなんですが、かなりちょっと難しい部分がございます。多分、今の文書量で業者さんに委託すると1,600万円から1,800万円ぐらいの間の金額になるかと思えます。これは多分、通常のポスティングシステム、こういったものを使った場合に、その文書の大きさだったり重さだったりで単価が違ってきますので一概には言えませんが、大体倍額以上の金額にはなるかと思えます。

まず、町としては、取りあえず来年度に向けて月1回に絞り込んで、できるだけ文書量を減らして、広報紙だったりホームページ、それからLINE、SNSを通じて、できるだけすぐお知らせするものはそういったデジタルを使ってお知らせすると。それ以外のものについては、できれば広報紙メインに使う分量を減らしていくと。そちらを先に優先させていただいて、そのほかの部分に関しては、今、国で進めているデジタル化というのもございますので、それと合わせた形で進めていきたいなと思いますので、ちょっと正確な時期的なものまではなかなか答えづらい部分がありますので御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひ頑張ってもらいたいと思います。でも、その意思があるのであれば、ここ1年ぐらいの間に月1回の目標をクリアして文書を減らして行って、3年をめどぐらいにそっちに持っていけるんじゃないかなと私は思いますけれども、その辺、考えはどうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

部署を越えて、総務部とのDXの推進計画とも合わせながら調整を図って、できるだけ早い時期にできるように頑張っていきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 頑張ってもらいたいなと思っております。ポスティング業者もあんまり、家と家の離れているところは受けないんですよ。我々もいろいろ会報みたいなやつ、使ってやったりするんですけども、団地みたいに隣近所がすぐというところは喜んで受けるんですけども、それ以外、やっぱり一軒一軒の間があるところというのは、もうそこは範囲じゃないですと断られます。だから、業者もいろいろ選択の仕方があると思うんですけども、あと地域でやってくれる人とかそういったのがいるのであれば、そういった方に報酬を払いながらやってもらうというのも一つの手だと思いますので、あらゆる手だてを考えてもらいたいなと思っております。

ですから、なるべく早く、私、3年と言いましたけれども、十分考慮して真剣にやっていけば、そのぐらいにターゲットを置いてもやれると思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それと、次、大きな2番に参ります。

利府町のデマンド交通ということで、答弁のほうでは、既存業者との調整が避けられず、導入は困難であるという回答が返っております。

これについては、デマンドというのは、私が議員になった頃から、もうそれこそ11年ぐらい前からもう結構、我々議員の中では研修項目として入っていて、我々も研修でいろいろなところに行っています。やっているところの実態とか、どのぐらい経費かかるとか、そういったものいろいろ聞いてきておりますけれども、今回のデマンドに関しては、私、前回、平成29年度に質問しております。その内容は何かというと、一般的な業者を使ったデマンドじゃなくて、住民協働、町民協働という、要するに町民の中で志のある人に運転とかをやらせて、あとそれに対する車両であるとか、保険であるとか、あとはやっただいている人に対する報酬であるとか、そういったものを独自に町でつくってやれないかということで平成29年に質問

しているんですね。

そのときは、その質問に対して、平成33年までの期間に実証実験、効果検証を行い、新たな交通サービスの導入を図るといような回答が返ってきていたんですよ。それは当然、交通網形成計画を進めていた段階なので、それも含めてやっていたのかなと思って、最初の質問は進捗状況はどうかという質問内容だったんですけども、それだったんですけども、その辺の検討はどのような形で進めてきたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

先ほど、町長答弁の中にもありましたように、今現状で使っている地域公共交通計画、コロナ禍でいろいろな新しい、デマンドに限らずいろいろなものが出てきております。そういったものも含めて会議の中ではいろいろと検討されてきましたが、なかなか実際のところ、利府町にデマンドというものが合わない部分が非常に多いということで、検討は進めておりますが、実際のところはそういった部分で導入には至っていないという現状でございます。

さらに、昨年度、バスの路線再編、こちらのほうを行ってございまして、あわせてイオン、あるいはリフノス、こういった主要拠点が変わってきておりますので、現状の交通計画を1年延長させていただいて、その間に新しいものの中で、そういったデマンドのみならず、新しく出てきているEVバス、燃料電池車、それからグリーンスローモビリティやサブスクタクシーというものも出てきておりますので、こういったものも含めながら検討を進めていきたいというふうに今考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今の議論の中で、EVバスとか燃料電池バスというのは、そもそもこれは目的が違うので、それは外して考えてもらってもいいと思います。デマンドを導入してほしいというのは、あくまでも高齢者対策の一つなんですね。ですから、今はバス停で待っていて、路線バスが来てということもありますけれども、なかなかそのバス停まで歩いて行くのが困難な人とか、まさか車椅子でやる人じゃなくてもそういった人とか、ドア・ツー・ドアで利便性の高い交通サービスが提供できればいいのかなと思っております。

そういった意味での質問なんですけれども、その平成29年のときも話しましたがけれども、住民の意見交換会とかってやりましたよね、この形成計画の中で。その中で、一つの意見としてあったのに私は注目しているんですけども、地域住民で、もう要するに地域の高齢者を自分

で送り迎えしていると。お金はガソリン代しかもらっていないという人が意見として出ました。それで、ほかにもやる気のある人間はいると。要するに、やっぱりそれなりのね、今の社会現象として高齢化社会に対しての足の確保というんですか、そういったものをやっぱり地域で問題視している人がいるわけだし、そういった人たちをうまく活用できないかなという意味での住民協働のデマンド交通ということで平成29年に話してあります。

それに対して、いろいろなものが、要するにいろいろな交通の新しいパターンがあるという答弁だったんですけども、そのいろいろなものというのは、EVとかそれじゃなくてさっき言った、どういったものがあるのか、もう一回ちょっとお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

最近、特に全国的に出てきているのは、サブスクタクシーと言われまして、決められた区域、2キロとか3キロの区域内を、エリアの中を循環する形のタクシーでございます。1か月定額で乗り放題というふうなタクシーも出てきておりますので、こういったものも含めながら次期の令和6年度に策定する地域公共交通計画の中で検討していきたいというふうな考えで、今回、新しく委員、今月の6月23日に会議がございますが、このときに、今まで一般町民の方は2名だったんですが今回3名ということで増員もしていますので、そういった中でいろいろと検討はさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今のサブスクタクシーというのは、結局、同じ場所を走るということですよね、今の話だと。違いますか。（「決まった区域の中で」の声あり）ああ、1つの区域の中を、はい、分かりました。まあ、そういったのも一つの手だと思いますし、ちょっと研究させていただきたいなと思っております。

というのは、だからさっきから何回も言いますがけれども、地域の人がやる気があるのに、でも、ほら、やる気あるだけじゃまず物は進まないんで、やっぱり物とお金がないと。だから、そこはやっぱり行政側で提供してやったら、いい交通網が作れるんじゃないかなんか思っているんですね。だから、何もね、既存の事業者との調整と言っていますけれども、あくまでも対象は高齢者なので、70歳以上とかそういった、どこでもみんなそうです、デマンドというのは。会員募って、登録してもらって、その会員の中で回しているのが大体パターンなので、そんな感じで進めてもらいたいなと思っております。

もうこれで、このデマンド、3回目なんですよ、私、質問ね。一番最初は平成27年に質問したときに、今、法改正があって、地域の町内会でもデマンドできるというのがそのとき回答で返ってきました。やったなと思ったんですね。だから、そういった地域の力を使いながらやっていけば、低額である程度の交通網を形成できるんじゃないかなということです。

それで、これね、ちょっと悔しい思いをしているんですけども、このアイデア自体は結構早いかなと思ったんですよ、実はね。平成27年にもそういった質問をしていて、平成29年にも同じ質問をしていて、住民協働の要するにデマンドですよ。そうしたら、富谷がやったんですね、それを。富谷市が令和2年の10月1日から、地域の担い手がドライバーとなり実施するデマンド型交通サービスの実証実験を行うということになってはいますけれども、富谷市のその辺の情報とかは入っていないですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 細かい部分までは、ちょっと私のほうでも把握はしておりません。デマンド、利府に合わない理由という部分で先ほどからすごく引っかかっていたようなんですけども、基本的に今、公共交通を利用されている方、ほとんどの多くが駅、あるいは病院という部分での公共交通の利用ですので、基本的には町民バスだったり今の循環型の公共交通という部分で、本数が欲しいとか、ルートをもう少し増やしてほしいとかという意見がほとんどでございますので、なかなかそのデマンドの部分まで踏み込んでいけないというのが実際の状況でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 本数と路線の問題というのと、あくまでも今までの交通体系から抜け出した考えにはなっていないのかなと思います。

この富谷も、アイデアはこっちのほうが早いのに、先にやられたなという気持ちが多少あって話しているんですけども、ここも、完璧なデマンド、私が言っているデマンドではないですね。ただ、地域の担い手が車両を運行して、あと決まった路線を走っているそうです。運行日が月曜日から金曜日までの9時から5時まで、事業者は社協がやっているそうです、一応ね。それで、路線バスっぽいですけれども、料金が大人200円、子供100円ということでネットには出ておりました。

富谷の場合、なかなか、利府と一緒にちょっとなかなか公共交通が入らないところもあるんだと思うので、そういったことを考えざるを得なかったと思いますけれども、やっぱりこの辺

の、ドア・ツー・ドアでちょっと足腰の弱い高齢者に向き合った交通体系ということでデマンドを何度か質問していますので、ちょっと前向きに検討してもらいたいなと思っています。

それで、あくまでも業者に丸投げじゃなくて、やっぱりその辺は多少関わって、経費を低く抑えてやる方法を考えるということで進めていただきたいと思いますのですが、どうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

今回、今つくっている令和6年度までの計画の中で、そういった部分も含めて、また地域の住民とのワークショップだったり意見交換会だったり、そういったものも数多く取り入れながら、そういった意見を取り入れて新しいものをつくっていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 時間なくなっちゃうので、次、電車の待ち時間でいきます。

ミヤコーバスですね。一番は、利府駅に帰りの便で着いたときに、これも4年前に話しているんですけども、要するにそのときはほとんど待っていなかったんですよ、バスが。そのまま行っちゃう、時間来たらというので、あと5分待ってくれたら、要するに電車遅れても拾えるんじゃないかという話をしました。その後、大体5分ぐらいは待ってくれたそうです。何か聞いたら5分ぐらいは待ってくれていると。そのとき言葉が浮かばなくて、要するにバスの運転士にしらばっくってもらってとかという言葉を使いましたけれども、ある程度、運転士さんに裁量を与えるという形で進めてもらいたいなと思っているんですね。ほとんど帰りの便は、1時間に1本ですよ、バス。5時台、5時、6時ぐらいは2本ぐらいあるんだけど、団地のほうへ行くやつね。でも、それに遅れるとほとんど1時間後のバスしかないから、結局はお迎え要望という形になってしまいますね。だから、ちょっと常識外と言ったらおかしいかもしれないけれども、15分ぐらいは待ってもらいたいなと思っているんですよ、正直言って。あっ、笑ったな、今。あのね、でも、1時間待つわけだしね、待つ人はもしかしたら。

それで、そのときも言ったんですけども、基本的に利府駅から出るバスは、そこで拾って、あとは降ろす一方なんです。先ほど、途中で乗る方の時刻があまり遅れちゃいけないという話もありましたけれども、これも前回話したんですけども、私、見ている限り、役場の前で1人、2人乗るのが大体一般的なパターン。ほとんどは、95%は駅から乗って、あとは降ろす一方のバスなんです。この降ろす一方のバスが、結局、今は何とか5分ぐらい待ってくれて

いるんだけど、これが10分、15分遅れちゃうと、今のところ恐らくリミットが5分なんでしょうね、限界が、それでやっぱり乗れない人がいっぱい立ち往生してしまって、最終的には空の大型バスが3台走っていくというような状況を何度か目にしていますので、これはなくしてもらいたいなと思っているんですよ。だから、要は、運転士さんに裁量を一つは与えてもらいたい。最大15分までは運転士さんの裁量に任せますと。

それとあと、JRとの連携をしっかりとってもらいたい。JRで遅れているんだったら、何分遅れていますぐらいの情報は入ってくるでしょう。それだったら、例えば20分遅れるんだったらもう定時で走っていけばいいし、そういうような状況を何でもう少し柔軟に取れないのかなと思っているんですけども、その辺の見込みはどうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

まず、バスの遅延の場合のどのくらい待てるのかという話ですけども、確認したところ、5分から10分程度、この範囲であれば何とか対応しておりますということでございます。

それで、今お話あったように、利府駅から行くだけだということなんですが、循環型のバスなので、次、逆に戻ってきて利府駅で時間を合わせるという形になりますので、それを15分、20分というふうに待ちますと後ろがまたずれていくということになりますので、基本的にバス会社で許容の範囲内で10分程度ということで今運用しているようです。

あわせて、駅からの遅延の情報でございますが、利府駅さん、今年度から駅員の人数が減っております。前は遅れた場合、何分ぐらい遅れていますよということでバスの運転士さんにお知らせをしていたらしいのですが、現状、人数が減っておりますのでその作業ができないということで、なかなか情報の伝達ができないということなので、これも同じように公共交通会議の中で情報共有を図っていきたいと思っておりますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひ、その辺は強く言ってもらいたいなと思っております。今10分ぐらいと、許容範囲とお答えになりましたけれども、それをあと5分プラス、やってもらいたいなと。

結局ね、だから何回も言いますけれども、その折り返しで帰ってくるやつがあるというんだけど、それはやっぱりダイヤの改正ですよ、そこまでいったら。そのぐらいの余裕を見るということですね。利府駅着のバスは、利府着電車で、電車が着いて、定期に来た場合、せいぜ

い待ち時間が2分の状態でバスが、発車時刻が組まれているんですよ、見たら。2分だから、要するにそこが狭いので5分だったり、5分待っても7分ですよ、今の状況だと。その辺含めてもうちょっと柔軟に対応してもらいたいと思っております。

いずれ、せっかくバスがいて、一番の通常の稼ぎ頭のと、いっぱい人が乗るときに空で走っていくんだから、3台大型バスが。これは何とかなくしてもらいたいと思っております。それで、前も話しましたけれども、遅れに対しての法的な問題はありませんから。事前に、時刻より先に出るのは御法度ですけどもね。

あっ、すみません、以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、12番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は13時55分とします。

午後1時46分 休 憩

午後1時54分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） 9番 安田知己です。

今回、2点の質問事項を提出いたしました。順番に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1、介護保険について。

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となり介護保険料を納め、介護が必要となった人に対し、介護サービスを提供する制度であります。介護保険制度の目的は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことであり、介護される人と介護する家族が安心して生活を送るために必要な制度であります。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）厚生労働省によると、2025年には245万人の介護職員が必要になると推定されています。しかし、介護職は身体的・精神的に負担が大きい仕事で、大変な割には給料が低いということから、なかなか介護職員の定着が進んでいないのが現状であります。介護の担い手不足をどの

ようにして解消するのかお聞きします。

（2）介護職員の処遇改善を目的とした賃上げ施策が、2022年2月からスタートしています。介護職員1人当たり月額9,000円ほど引き上げられるというものであります。実際に、介護職員は賃上げされているのでしょうか。町内の介護施設は、全て介護職員処遇改善支援補助金の申請を行っているのでしょうか。

（3）国が進める科学的介護情報システムの運用と町内の介護施設の取組はどうなっているのでしょうか。

（4）コロナ禍で収益が減り、経営難の介護施設があります。支援が必要であるが、町としてどのような方策を考えているのでしょうか。

2番、夏休みのプール開放と屋内温水プールについて。

夏休み期間中のプール開放は、学校教育以外の目的で、保護者などの協力の下、学校のプールを児童生徒に開放するものです。仙台市では、新型コロナウイルスの影響を懸念し、市立学校で夏休みに実施するプール開放を3年連続で中止するとしています。また、地震の被害で、屋内温水プールは利用できない状態であります。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）町内の夏休みのプール開放はどうするのでしょうか。

（2）屋内温水プールは、3月16日の地震で閉鎖されて利用できない状態です。児童生徒が長い夏休みを充実して過ごすためには、学校のプール開放が必要であるが、対応策についてどのように考えているのでしょうか。

（3）体育施設が指定管理者制度に移行しているが、総合体育館や屋内温水プールは使えない状態になっています。収益が望めない運営状況について、助成が必要であります。町としてはどのように対応していくのでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、介護保険については、町長。2、夏休みのプール開放と屋内温水プールについては、教育長。初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の介護保険についてお答え申し上げます。

まず、（1）の介護の担い手不足の解消についてでございますが、介護事業所における介護

従事者の確保は、全国的にも喫緊の課題であると認識しております。現在、国では、深刻化する介護人材不足に対応するため、介護従事者の処遇改善を行うほか、介護ロボット、ICTの活用や、介護福祉士を目指す学生等の修学資金貸付制度、介護職への再就職を支援する再就職準備金貸付制度が創設され、介護人材の確保・定着のための取組が行われております。

また、宮城県では、平成26年に宮城県介護人材確保協議会が設立されており、県内の介護関係団体等が参画し、介護業界全体として人材確保の推進に向け、中高生に向けた介護職場の体験事業を実施するなど、具体的な対策が講じられております。

町といたしましては、今後も国や県の制度等を周知し、介護サービスを支える人材の確保に努めてまいります。

次に、（２）の介護職員の処遇改善についてでございますが、介護職員処遇改善支援補助金は、今年の２月から９月までの間に福祉・介護職員の賃金改善を行う施設、事業所に対して交付するものであり、補助額の３分の２を賃金引上げに使用することを要件としております。補助事業の実施主体である宮城県に申請状況を確認したところ、現在、本町の介護施設の約９割が申請していることから、各施設において処遇改善が図られているものと考えております。

次に、（３）の科学的介護情報システムについてでございますが、通称「L I F E」と呼ばれ、介護施設における利用者の状態やケアの実績等のデータを蓄積し分析するシステムで、分析結果を介護ケア計画書等の改善に生かすことで質の高いケアにつながっていくことを目的とし、国が昨年４月から運用しております。

実際の運用については、介護サービス事業所が厚生労働省の専用サイトにおいて登録などを行っているため、運用状況や登録状況について把握することは困難なものとなっております。しかしながら、町内で運用している一部の事業所からは、システムの活用について困難であるなどの報告がありましたので、町といたしましても、機会を捉えて国や県に報告してまいります。

最後に、（４）の介護施設に対する支援策についてでございますが、昨年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した小規模企業者に対する利府町事業継続支援金や利府町感染症対応融資事業者事業継続支援金など、町独自の事業を実施し、介護施設についても対象としておりました。

なお、今年度につきましても、小規模事業者が利用できる利府町小規模企業者等事業継続支援金を先月から実施しておりますので、各事業者に対し、制度の周知に努めてまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の（1）の夏休みのプール開放についてでございますが、議員御指摘のとおり、夏休みのプール開放につきましては、子供たちも楽しみにしているということは十分理解しております。

しかしながら、いまだ感染者も多く見られることから、新型コロナウイルス感染予防を重視いたしまして、今年度についても中止することにいたしました。このことは、町内校長会からの意見を聞くとともに、近隣市町村の状況についても把握した上で決定いたしております。

次に、（2）の対応策についてでございますが、まず、屋内温水プールの改修工事につきましては、できるだけ急ぐよう指示をし、7月末をめどに改修が終わるように進めております。このことから、8月の夏休み中には子供たちが利用することができるものと考えております。

夏季休業日は、学校プール開放の有無にかかわらず、子供たちが学校活動から離れ、個々の家庭の風習や地域の方々との交流など、学校活動では得ることのできない体験から様々なことを学び、よい思い出をつくることのできる機会と捉えております。

なお、各小中学校におきましては、学級指導において、夏休みの過ごし方について指導を行っていくこととなっております。

最後に、（3）の収益が望めない運営状況への助成についてでございますが、教育委員会と指定管理者は、管理運営に関する基本協定を締結しております。したがって、今後、その協定に従い、指定管理者と協議をまいりますので御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） では最初に、（1）の介護の担い手不足の解消について再質問していきます。

本町には、2か所の特別養護老人ホームがありますが、入居希望者の待機者数はどうなっているのでしょうか。特養の待機者数、お聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

令和4年4月1日現在、十符・風の音につきましては待機者が37人で、壺ノ町につきましては64名となっております。

待機を申し込む場合は、1人の方が複数の施設に申込みを行っているケースもあり、延べの待機者と今現在なっているところがございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今、風の音が37人、老ノ町が64人ということですが、この数はやっぱり、特別老人ホームなど複数の介護施設に申込みをしている人、掛け持ちしている人というんですかね、そういう人がいますので、純粋にこの数字が特養の順番を待っている人の数ではないと私も理解しております。

今現在、特別養護老人ホームの待機者がいるということですし、あと団塊の世代が75歳以上となる2025年には、やっぱりこの特別養護老人ホームの建設というか、増設も必要になってくるのではないかなと思います。

ですが、特別養護老人ホームを造っても、そこで働く介護職員が不足しては、やっぱり介護というのは成り立たないと感じるんです。町の施策として、やっぱりその介護職員を確保するための支援策が必要になってくるんじゃないのかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

町長の答弁にもございましたが、介護職員の確保については、県で実施している介護の職場体験や、介護福祉職の研修会等の情報提供を関係機関に周知を行いながら介護サービスを支える人材の確保に努めるとともに、介護の現場を県に届けながら、人材の確保には努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町長の答弁以上は出ないなとはちょっと分かっていたんですけども、今、新卒の人でも介護職に就きたい人がいないという、そういった意見もありますね。町もつかんでいると思いますけれども、やっぱり介護職員の確保というのは大事な問題ですし、町単独ではなかなか難しいというのであれば、やっぱり近隣自治体と協力して対策を、ここでは聞きませんが、これから検討していただきたいと思います。

これ以上、答弁、多分出てこないと思うので、ここでこの話はやめます。

じゃあ次に、（2）の介護職員の処遇改善について質問します。

まず、介護職員処遇改善加算というのがありまして、これは介護業界の人材不足を解消する

ために創設されたとしております。簡単に言うと、やりがいがある、働きやすい職場を促進して、あと介護職の給料をアップするという制度であります。この介護職員の賃金改善が行われるということは、これ自体はすごく喜ばしいことだとは思いますが。

ただし、この申請を行う経営者や、あと事務の人さえ、そのルールの把握に今苦労されていると、そういった話を聞きました。これは、賃金改善される側の介護職員にとっても、とても理解しづらい制度なんじゃないかなと私は感じております。

まずお聞きしますが、その介護職員処遇改善加算を申請するための申請期間が非常に短か過ぎる、2月中でしたっけ、すごく短かったという声があるんです。今答弁で9割ほど、全ての施設で申請しているということだったんですけども、町の施設9割というと、あとの1割はどうかかなと思うんですけども、どうなんですか。ほとんどやっているということで、申請しているんだよということでもいいんでしょうかね、それともやっていないところもあるということでもいいんでしょうかね。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

本事業については、都道府県が実施主体となって、なかなか申請状況、どこの施設がしているか、していないかというのは把握が、我々までは入ってはきていないんですが、町内の33事業所中、29の事業所が申請しているということだけは伺って、約9割程度というのが申請済みということは伺っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 厚生労働省もね、9割は申請しているんだよという情報もありましたし、今ちょっと、4件ほどですかね、申請していないところもあると聞いたんですけども、ちょっとそっちの話になっちゃうとエンドレスになるので、申請しているということでちょっと質問を続けていきたいと思っております。

国は、介護職員1人当たり月額9,000円ほどの手当が支給されているとしていますが、実際に町の介護職員の賃金のアップ、どれくらいの賃上げがされているのか、そういった情報等はつかんでいるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今回の補助制度では、チラシ等については目安として、国が9,000円ほどということで目安と

しては示している状況です。介護サービスの内容により交付率が変わっておりまして、介護職員1人当たりの増えた金額の算出は、ちょっと町としては難しい状況かなという形で捉えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） この各介護施設の介護職員1人当たり月9,000円の賃上げの状況というのは、多分、これは県が担当しているので、町にはそこまでの情報はやっぱり入ってこないんじゃないかなとは思っていたんですが、町で働く介護職員の処遇改善、実際どうなっているのかということは、やっぱりこれ、大事な問題なので、町としてもやっぱりこういったことに注視して情報をつかんでいっていただきたいなと思います。

そこでですが、その介護職員1人当たりの月額9,000円程度の賃上げといったもの、残念ながら単純にその金額が月収・年収アップに見込めるものではないんじゃないかなと私は感じております。例えば、介護職員処遇改善加算の対象というのは、実際に介護の業務を行う介護職員であります。生活相談員、あとは看護師、栄養士などの他の職種の方は、基本的に対象外になっていると思うんですね。そして、その支給額の配分というのは介護施設の事業者が決めてよいルールになっているので、ほかの職種の方に分配する場合は1人当たりの金額は少なくなってしまうと思うんですね。また、最低人員配置基準を基に計算されているので、基準より職員を多く配置している施設の場合は、やっぱり1人当たりの金額が少なくなるというのは多分想像できると思います。

働いている施設によって賃上げの金額に差が生まれているというのは、そういった意見があったんですけども、これはやっぱり介護職員として働く人のモチベーションに関わる大きな問題だと感じました。国が進めた政策ではありますが、介護職員一人一人の賃上げが実際に行われるように取り組んでいかなければならないと私は本当に思っているんですけども、町としての御意見を、答弁難しいと思いますが、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今回の補助金は、介護職員の処遇改善という目的がありまして、支給額の配分は事業者の裁量ということで、議員さんおっしゃるとおりになっております。今回の改正につきましては、介護福祉職と医療職の賃金の格差の是正も含まれているものと我々は捉えているところです。

施設によりましては、介護職だけ給料アップしてしまうと、他の職員のモチベーションが下

がってしまう、奪ってしまうおそれもあるということで、事業所の持ち出しをして職員全てのベースアップを行ったという話も伺っております。大変難しい判断が必要なものかなというふうに認識しているところです。

本町といたしましても、職員の格差が生まれないように、介護施設の現状を県を通じて国に伝えていきたいなというふうに今後も引き続き思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 実際に、本町で働く介護職員は、9,000円のこの賃上げをされているのかという質問をしましたが、現場の声としてちょっと聞いてみたんですけれども、やっぱり少額とはいえ、介護職の現場に進展があったからすごくよかったと思う、また賃金が9,000円増えるのはやっぱりうれしいと、5,000円、3,000円でも助かるよというような期待の声もありました。

一方で、処遇改善として賃上げするのはいいけれども、介護職の激務に見合っていないんじゃないとか、あとは9,000円増えたところでやっぱり労働の対価に見合っていないと。あとは、目先の賃上げよりも介護の環境改善を、そっちのほうをしっかりとやってほしいんだと、そういった不安の声もあったんです。介護職員の賃上げ9,000円にはやっぱり懸念も多く残っておりまして、目先の賃上げよりも実際の介護現場に目を向けた環境改善や、あとは適正な介護報酬などに取り組んでほしいというのが介護現場の本音ではないかなと私は思っているんです。

また、介護職員1人当たりの月額9,000円の賃上げの問題点なんですけれども、例えば介護施設の事業者、経営者の評価や判断で、例えばAさんは6,000円だと、あとBさんは9,000円の賃上げだとやっぱりね、賃上げの金額に差が生じているなど、一律に賃上げが行われていない点がやっぱり問題なんじゃないかなと思うんですよ。

質問を簡単にまとめますと、介護職員の賃上げの実情はやっぱり金銭的にも十分でないと感じますし、賃上げが介護職員全ての人へ届いていないような現状がやっぱり見られるんですよ。介護現場に目を向けた環境の整備と、あと全ての介護職員の賃金改善が図られるような制度をやっぱり本気で行うように、国へ求めていく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員さんのおっしゃるとおり、介護職員の処遇改善は、人材確保にも関係し、介護保険制度を持続させるためには大変重要な問題であると我々も認識しているところです。

今後も、賃上げにつながる制度になるよう、国や県に対して機会を捉え介護現場の現状を伝えていくのが我々の役目かなと思っておりますので、引き続き努めていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） あらゆる機会を捉えて、国と県へ要望していただきたいと思います。

もう一つ、お聞きしたいことがあるんですが、この介護職員処遇改善加算は、2022年2月から9月までは全額国から交付されると思います。しかし、10月以降は制度継続の見通しが不明確となっております。町としての不安要素ではあると思いますが、これはどのようになるのでしょうか。何か情報などつかんでおられるでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

10月以降は、介護職員処遇改善に関する臨時の介護報酬改定がなされる予定となっており、賃金改善に係る処遇改善は継続される予定となっているというふうに話は聞いております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） まず、今、継続されるということですが、ある話では10月以降は介護給付金に重ねてくるんじゃないかというような、そういった意見もあるんですね。そうなってくると、やっぱりこの介護職員の賃上げが継続されるかどうか、施設によってそれも変わってくるんだと思うんですけれども、その辺ははっきり決まっていないと思うんですね。やっぱりその辺は、町としても判断できないことだと思うんです、これは。

次は、ちょっと町長へお願いしたい。お願いでは駄目ですね、質問したいと思います。国への要望なんですけれども、10月以降の賃上げの制度についてですけれども、10月からはどうなるのか、これを早期に明確にさせていただいて、あと10月からは介護報酬の引上げを基本に、財源はやっぱり全て国庫負担とすることを国へ求めてほしいんですよ。国との太いパイプをお持ちの町長へ、さっきお願いと言いましたが、ぜひこれは要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） はい、使えるパイプなら何でも使ってほしいなと思っておりますが、ちょっと今、先ほども部長から答弁いたしましたとおり、県を通じて、やっぱり県というのは非常に大事な、またキーポイントになると思いますので、国へ伝えてまいりたいなと思っており

ます。

本当に、賃上げとかそういったことは、もう安田議員も御案内のとおり、議員の皆様もそうだし、我々執行部もそうだし、日本全体が20年間給料が上がっていない、賃上げがされていないということで、どういうことなんだということが最近非常に政治的にも、社会的な意趣にもなりつつあるということ、それで人材不足だとか人手不足だとかということを何か、給料を上げないでその人手不足だとかというの、ちょっと私たちもどう捉えていいのかというのが分からないし、ある学者さんは、もう日本というのは格差社会になんかなっていないと、全員がみんなで貧しくなっているんだというふうに主張される方もおります。そういう意味では、上げられるところからしっかりと賃金を上げていくということ、これはこの介護職のみならず、社会全体、企業全体、国全体で考えていかなければならないことであると思いますので、そういったことは踏まえて要望してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。ぜひ、介護職員の処遇改善へ、国や県へよろしくお願ひしたいと思います。

では、次、（3）の科学的介護情報システムについて質問いたします。

国は、科学的介護の推進を掲げ、新しいシステムを導入いたしました。この国が進める科学的介護システムの運用は、データを基に介護の質を高め、深めていこうというものですが、現場からはまだ十分に機能していないという声が聞かれております。

まず、科学的介護とはどういったものなのか。これまで介護というのは、例えば医療と比べまして科学的な根拠に裏づけされたサービスが十分に実践されていないという指摘がありました。介護を受ける人に最適な介護サービスとは何かを考える上で、根拠となるデータが少なく、どうしても職員の経験や感覚などに頼る部分が大きかったとされております。

こういった現状を受けて、国は昨年度から、科学的介護情報システム、これ、「L I F E」というんですね、L I F Eという新たなシステムを開始いたしました。データに基づく介護を目指したわけですが、このシステムの大まかな流れというのは、介護事業者が介護を受ける利用者の一人一人のデータを定期的に入力して国側に送ります。身体能力や食事の摂取量、そして認知症の程度など、おおむね数十項目に及ぶ個人データを入力するんですね。そして、国はこのデータを集めて分析するとしております。その結果を、介護の内容や、あとは生活習慣に改善すべき点があればそれを事業者へ知らせる、フィードバックするわけですが、このサイク

ルを続けていくことによって介護の質を高めていこうという取組であります。

この科学的介護を根づかせるために、厚生労働省はシステムを活用する事業者へは介護報酬を加算しております。ですが、介護の現場からは、業務が煩雑になり過ぎて、加算をもらっても割に合わないよという声も出ていますし、あとデータの入力に時間がかかって、職員が遅くまで残業してこのデータを入力しているなど、不満の声が上がっているんです。

町として、こういった不満の声や介護現場の困難をつかんでいるんでしょうかね。やっぱり何かしらの対応が今必要になってきているのではないかなと思うんですが、御意見をお聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員御指摘のとおり、施設への聞き取りでは、データの入力などが手間が多過ぎて、国から実際にフィードバックされたものも、即支援に反映できるものではなかったという話は聞いているところです。データのほうを見せていただいたというところもあります。

この制度につきましては、昨年の4月から始まったシステムということで、議員もお話のとおり、医療分野における根拠、エビデンスに基づく部分のデータの蓄積・分析ということで、今まさに蓄積・分析を行われているのかなというふうに捉えているところです。

今後の国の対応状況も見ながら、県を通じて、よりよいシステムになるよう、現場の状況を県に伝えていきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。今回、介護の質問をしているんですけども、私がこれまで介護の質問をしていてね、しているんですが、国の政策が大変大きく影響しているので、町としてどうなんだと聞かれても、答弁にすごく苦労しているなというのは私も理解しているんですけども、言いがかりだとは思わずに、やっぱり現場の声としてもう少し受け止めてほしいなと思います。

もう少しお付き合いします。もう一つ聞きたいことあるんです。

この科学的介護システムのL I F Eですが、介護の現場からは今言ったように、今のままで活用できないと、あるいはまだ参考にならないという声がとても大きいんですよ。例えば、国から集計されたデータを確認するということか、昨年の7月、8月くらいの国からのフィードバックデータを見せていただいたんですが、その際に見たときには、通所リハビリテーション

ではトイレの動作で全介助が必要な人が7,000人余りいたということが示されておりました。また、入浴介助では、入浴では全介助の人が2万人余りいたということが分かったんです。数は分かったんです。でも、そこにその年齢や、あと要介護度がどのくらいなのかなど、平均値なども何もない状態で、現状ではまだ単純な集計データしか示されていないようなんですね。これではやっぱり、すごく苦勞して入力している介護の現場は不満もたまってしまって、科学的介護に取り組む意欲というのもだんだんと下がってくるんじゃないのかなと心配になったんです。

やっぱり町として、このフィードバックデータの充実を、いつ頃までにどんなデータを提示するんだということを見通しをはっきり示すように国へ、意見書とかじゃなくて、国へ働きかけてほしいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

現在は、始まったばかりということで、全国の集計値のみが各施設のほうにフィードバックされており、今後は、先ほどもお話ししましたが、データが蓄積されて分析されることにより、実際に事業所のほうで活用できるものになっていくのではないかなというふうには話は聞いているところです。

具体的な時期などは、今現在、ちょっとまだ示されておりませんが、国、県に確認しながら、またそういった部分についても、より早く介護現場で実践できるように働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） この科学的介護情報システムは、加算がもらえるから行っているわけではないと思います。有意義な取組になるように、町もどうすればよいか、関係各所と連携して取り組んでいただきたいと思います。

次、（4）の介護施設への支援についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の拡大要望の対策として、密を避けるために利用者を制限した施設や、あとは介護職員がコロナウイルスに感染してしまって利用者を制限せざるを得なかった施設は、やっぱり収益が激減していると感じます。また、コロナ禍でショートステイやデイサービスなど介護サービスの利用者を控える人がいるというのは、町としても情報をつかんでいると思います。

介護保険制度では、保険から支払われる介護報酬が事業所の収入になります。この報酬の額というのは、利用人数や、あとはサービスの時間に応じて決まる仕組みになっているんですが、ある施設、これは町外だったんですけれども、デイサービスで、人数的には8人、9人ほどのデイサービスなんですけど、平均200万円ほど収益があったそうなんです。ただ、コロナ禍で利用者が半分ぐらいになったことから、収入が3割から4割ほど減少したそうです。人件費はやっぱり変わらないので、途端に経営が成り立たなくなって、いろいろな融資とかを受けたんだという話をお聞きしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、構造的な問題を抱えてきた介護保険制度をさらに追い込むようになったわけですが、これはやっぱり町だけの問題ではないので、国や県と連携して支援策の充実をもっと検討していくべきではないでしょうかという質問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大による利用者の減少に伴い、介護サービス提供が縮小し、事業所が経営難に陥るケースが増えるおそれがありますが、実際、今のところちょっと、町内の事業者さんは体力があるのか、我々のほうにはそういった相談はないところですが、事業所がきちんとさらなる運営ができるように、今後も国、県にこのような部分についても要望していきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 介護施設はコロナ禍で、消毒作業をはじめ、あと消毒液や使い捨て手袋など今まで必要でなかったものに労力やお金がかかっていると言っておりました。それが3年間続いてきているので、精神的にも経営的にも苦しくなってきたそうです。水道光熱費や燃料費など、県からの助成はあるんだとは言っていたんですけれども、やっぱり十分でないという意見もありました。町として、様々な問題に対応できるように、そういった体制を十分整えていただきたいと思います。

今日は、ここで介護は終わりにします。

次に大きな、夏休みのプール開放についてお聞きしたいと思います。

屋内の温水プールは、8月には使えるようになるということで安心しました。屋内温水プールが使えないのに、夏休みのプール開放もしないというならば、もっとがりがりとプール開放

を求めるような質問をしようかなと思ったんですけども、少し穏やかな質問ができるようになりました。よかったですね。よかったというのは、質問が軟らかくなったんじゃないかと、8月に使えるようになってよかったですねと思います。

それで、夏休みのプール開放はしないということですが、毎年暑い中、この手伝いをしてきた保護者の中には、実はほっとしている人もいるのではないかなとは思いますが、ですが、夏休み、友達とプールで遊んだ思い出などを失ってしまう子供たちのことも考えていただきたいなと思います。もちろん、コロナ禍でプールを開放するのは大変なんだということは理解しますけれども、やっぱり人数制限などいろいろ工夫して実施してほしいと、そういった意見も今出てきているんですね。

やっぱり夏休みのプール開放というのは、子供たちの思い出づくりのためには大切な取組なんじゃないかなと思うんですが、それに対してはどういった考えをお持ちでしょうか。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、暑い夏休みに友達と自由に涼しいプールに入れるということは、子供たちにとっては大変楽しく、いい思い出になるということは、教育委員会のほうでも認識しております。

ただ、昨今の感染される方の年齢層を見ましても、10代、子供さんたちが多いというような事実もございますし、そういったコロナ禍ということをも重視しまして、今年度、やむを得ず中止といたしました。そういったことを御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 学校のプール授業とは違って、プール開放は子供たちが密集して遊ぶので、コロナ禍でのプール開放というのは難しいんだというのは理解いたしました。ですが、ここで、はい、そうですかと、私、納得してしまつては、高久議員と同じように聞くことなくなっちゃうのでね、もう少しお付き合いしていただきたいと思います。

移ります。（2）のプール開放が必要ではないかについて再質問します。

夏休みのプール開放は、長い夏休みの期間に友達に会える、遊べる大切な機会だと感じます。例えば、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、子供たちは学校ではマスク着用でなかなかコミュニケーションが取りにくくなっていますし、給食も黙食になっております。子供たちは、

今いろいろな場面で我慢を強いられていると思うんです。

もう一つは、新入学生や、あとは新学期が始まって新しい環境になじめない子供など、いろいろな児童生徒さんがいらっしゃると思います。その子供たち自身も悩んでいます、やっぱり保護者自身も心を痛めていることじゃないかなと思うんですけれども、そういった中で、夏休みのプール開放というのは児童生徒が変化できるきっかけとなる可能性があるんじゃないのかなと思うんですよ。子供たちの生活を豊かにする重要な役割を、プール開放というのは、私は担ってきたんじゃないかなと思います。

例えばなんですけれどもね、ずっと昔なんですけれども、1学期不登校気味の子供さんが、夏休みのプール開放に参加して友達と楽しく遊んだらしいんですよ。そして、学校が勉強ばかりじゃなくて、友達と遊ぶ楽しみというのをちょっと理解した、それで学校に行けるようになったという、ちょっと昔なんですけれども、プールをやっていた話ですから、プール開放していたときの話ですから、そういった話も、私、聞いているんです。やっぱり何とか、学校側や保護者の協力で夏休みのプール開放を何とか実施できないでしょうかという質問なんです、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

夏休みのような長い休みは、子供たちが家庭や地域などで過ごす時間が当然長くなると考えます。その中で、ふだん学校ではできない、学べないようなことを地域や家庭でチャレンジしてたくさん経験してほしいなど、そして充実した夏休みにもすることも可能ではないかなというふうに考えるところでございます。

そういったところを、当然、夏休みに入る前に担任の先生方も子供たちに、プールの開放はないけれども、そういったほかのところでのいろいろな体験、経験をして頑張ってくださいというような話はするというのを御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 夏休みのプール開放は、長い夏休みに友達に会える大切な機会だと、そういう話はしたんですが、友達と遊ぶ、会える機会が少なくなると、子供たちの孤立にもつながると思うんです。そして、やっぱり何もやることない子供というのは、家でゲームやチューブとかに夢中になってしまって、運動不足から来る体力低下、これは今問題になっていますけれども、そういったものにつながってしまうと感じるんです。

それでやっぱり、さっきちょっと答弁がありましたけれども、この長い夏休みをどのように過ごすか。ふだんできないことにチャレンジするとさっき答弁ありましたけれども、そういった子供が、将来の夢や、あと子供たちの夏休みの生活が充実するようにアドバイスを、それを夏休み前にしっかりと行ってほしいと今の答弁を聞いて思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

先ほどの繰り返しにはなりますが、夏休みに入る前に各担任の先生から各学年に応じて、こういった過ごし方もできるよと、あるいはおうちでこういったお手伝いもできるよと、そういったことをいろいろ体験して充実した夏休みを過ごしてくださいというようなお話はできるかというふうに考えております。御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 昼間、家にいない保護者っていらっしゃるよね、共働きの家庭。そういった子供を家に残していく家庭の保護者は、特に夏休みの過ごし方というのはすごく心配なんですね、子供たちを残していくわけですから。やっぱり子供たちへ、充実した夏休みを過ごせるようにしっかりと、アドバイスをぜひ考えていただきたいと思います。

（3）の指定管理者についての質問をしたいと思います。

初めにお聞きしますが、屋内温水プールは8月には使えるようになるよということで、本当に喜ばしいことなんですけれども、総合体育館の復旧というのは見通しはいつ頃になるのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

総合体育館のほうですけれども、これからの修理業者さんとの契約にもなりますけれども、9月末までのところを目指して今取り組んでいるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 8月にプールで、9月が総合体育館なので、やっぱり地震の被害が大きかったので復旧のためにしっかりと頑張っているんだということは私は理解できました。

指定管理者制度に移行した矢先の地震で、やっぱり指定管理者は収益の面で大きな損害が出ていると思うんです。プールも使えないし、総合体育館も使えないわけですから。このような

状態はやっぱり、総合体育館や屋内温水プールが使えるようになって、利用者が定着するまではちょっと時間かかるんじゃないのかなと思うんですね。そういった時間もかかるということであれば、ある程度の補償というのにも必要になってくるんじゃないのかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

先ほどの教育長答弁でも述べましたけれども、基本協定に従いまして、今後、指定管理者と丁寧に相談、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今後、指定管理者と協議していくということですね。分かりました。

じゃあ、最後の質問をしますね。今まで屋内温水プールは故障などが多くて、使えない期間がすごく多かったと感じるんですよ。このような状態が続けば、指定管理者が名乗り出なくなる可能性もあるんじゃないかなと思うんです。利府町のプールは動かないからやめようとか。委託会社というの、何か所か委託されていますので、どこが収益が上がって、どこが収益が上がっていないというのは一目で分かるみたいなんですよ。それで、収益を上げるために何とかしろみたいな、何かイベントを考えろとかと、そういうプレッシャーもあるみたいなんです。指定管理者が名乗り出ない状況になる前に、やっぱり屋内温水プールは計画を立てて、しっかりと修繕しなければならないところは修繕して行ってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、屋内温水プールにつきましては、老朽化が進行しておりますことから、令和3年の2月に長寿命化計画を策定いたしております。今後は、その長寿命化計画に基づいて修繕を進めてまいりたいと考えております。

また、指定管理料の範囲内に修繕費が設けてあります。適宜、施設を補修し、維持してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。これから様々な状況に対応していくんだということが理解できました。

少し時間が余ったんですが、町長、どうでしょうか、最後に御意見等あればお聞きしたいと思えますし、今回の私の質問は、もう切れがなかったなでも構いませんので、ぜひ最後、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 余った時間を有効活用させていただくとすればですね、今日の安田議員の御質問は易しい質問ばかりだったなと思って聞いておりました。

ただ、介護に関しては、どうしてもこれは国政マターとか県政マターになりますので、私たちにちょっと限界があるかなという思いでも聞かせていただいたのと同時に、2市3町の枠組みで、それぞれ私どもは高校がある町でございますので、高校で介護職を養成するところというのは今のところは私立の明成高校ぐらいしかないんですよ。なので、大学とか専門学校よりも特色ある高校の一つで、高校からそういう介護職のコースというのはあってもいいんじゃないかというお話はですね、昨年オンライン会議でたしか話はしているんですね。なので、そういったところから人材不足等々、私たちが取り組める、町が単独でということは難しいと思うんですけども、周辺の自治体と一緒にになって様々な角度から働きかけを行ってまいりたいと思います。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番 安田知己君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時40分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和4年6月14日

議 長

署名議員

署名議員